



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法と情報空間（１）：近代日本における法情報の構築と変容
Author(s)	郭，薇
Citation	北大法学論集，66(2)，378[1]-317[62]
Issue Date	2015-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59610
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no2_03.pdf



法と情報空間（１）

—— 近代日本における法情報の構築と変容 ——

郭 薇

目 次

- 序章 法的コミュニケーションの研究とその意義
 - 第一節 問題の設定
 - 第二節 「正しい法情報」の限界—近時の厳罰化運動を素材に
 - 第三節 法情報実践の分析—本研究の方法
 - 第四節 本研究の構成
- 第一章 情報としての法—法的コミュニケーションの研究
 - 第一節 法情報とコミュニケーション
 - 第二節 日本における法的コミュニケーション論の状況
 - 第三節 法的コミュニケーションの再考（以上、本号）
- 第一部 メディア主導の法情報
 - 第二章 マスコミにおける法的問題の構築—新聞を素材に
 - 第三章 雑誌における法的問題の構築—『法律時報』の事例研究を兼ねて
 - 第四章 法情報の性質—社会性と専門性の間
- 第二部 ユーザー主導の法情報—2011年公訴時効改正を素材として
 - 第五章 2011年公訴時効改正の法制審議会における世論の役割
 - 第六章 裁判の言説と世論の言説—足立区女性教員殺害事件を素材として
 - 第七章 公訴時効をめぐる各メディアの言説
 - 第八章 「世論」という情報—ユーザー視点の法情報をめぐる概念
- 結論 法情報の受容

序章 法的コミュニケーションの研究とその意義

第一節 問題の設定

本研究は、法学・法制度に関する情報の作成、流通とその効果（以下では法情報の実践と呼ぶ）を検討するものである。

これまで、法情報を研究対象とした分野としては法情報学がある。法情報学とは、学問的には、1970年代以後、計量法学の影響の下、日本の法学者が議論を始めるようになったものである¹。これまでの法情報学のアプローチに関しては、コンピュータ利用とインターネットの普及を背景とした電子媒体による立法・司法資料の公開と検索というものがある一方で、他方、法律学習者による legal research を念頭においた学術文献や法令・判例の調査が主題とされてきたといえる。こうした研究のスタンスは、法情報学が法学教育の一環として、法解釈などの伝統的な法律学の作業の補助的なものとして位置づけられてきたことに関わっている。送信側にある専門家と受信側にある一般人との間で法の捉え方に共通するものがなければ、そのような法情報学アプローチによる分析は必要とされなくなる²。従って、法情報学は、法律学習者を典型とするような、法律学への高い関心を持つ受信者に対する法情報の発信に関わる分析を行う。そこでいう情報の概念とは、資料へのアクセスあるいは情報の量的側面に注目する傾向を有する³。

¹ 1973年に『法律時報』45巻5号における Klaus Hopt 氏の「アメリカ合衆国における法情報学の発展」(154-155頁)は日本最初の法情報学の紹介である。

² 情報の意味構造を論じる優れた研究として、正村俊之『情報空間論』（勁草書店2000年）を挙げることができる。そのなかでは、「法の言説に従って、抗事実性（規範）がありながら、社会的性格を失ったわけではない」(305頁)という法情報の意味性が言及されており、「法の相対的な自律性をもたらしたのは、法の自己準拠的な形式と抽象化という情報圧縮様式である」(256頁)とされる。

³ 近年、自然言語あるいは人工知能など工学的知見の導入に伴い、資料収集によらない法的推論に関するプログラムの作成、ということが法情報学では注目されている。たとえば、〈特集〉「法情報学最前線」『人工知能学会誌』23（4）第498-536頁を参照。

本論の研究は、既存の法情報研究と異なり、改めて法（学）情報の環境と利用者の情報理解に注目し考察を進めていく。その理由は、本研究の考察対象が、国家法の立法活動をめぐるマスコミなど社会向けの情報環境による法言説の形成に関わるからである。法律学習者と違って、一般の社会構成員は実際に法の事項について語る機会が必ずしも多いわけではないため、彼・彼女らがおかれた法情報状況は、従来の法情報学のアプローチでは必ずしも分析しきれないのではないかと推測される。従って、法情報の実践過程に関する新たな分析枠組の導入が求められることになる。

本論は日本の刑事法立法をめぐるとの一連の事例研究を通して、法情報の形成やその性質についての分析を行う。このような課題を設定する背景には、近年で刑事立法に日常生活への不安感など個人の体験・感情を重視するうえ、法現象をめぐる情報の実態を探る、という実践的な動機がある。まず、法情報の「質」が問題化された近時の刑事立法の大衆化から論を起こそう。

第二節 「正しい法情報」の限界—近時の厳罰化運動を素材に

第一款 厳罰化立法と世論

日本では、1990年代後半より、刑事政策の厳罰化が顕著になった。その厳罰化現象としては、検察官の求刑についても、裁判所の量刑の相場が引き上げられていたことについても言及されているが⁴、最も特徴的なのは、刑法・刑事訴訟法を含む刑事法関係の法改正が頻繁に行われたということである。厳罰化現象として理解されている日本の法改正としては次のような事例を挙げることができる。まず少年法が改正され、2000年に検察官送致年齢が16歳から14歳に引き上げられ、2007年に至って場合によっては14歳未満であっても少年院送致が可能になった。次に、2003年には「心神喪失者等医療観察法」が成立したが、これは「再犯防止」という社会治安の視点から心神喪失者への管理を強化したものであっ

⁴ 裁判の量刑について、2000年以後死刑や無期懲役の判決が増加したという指摘がある。河合幹雄『終身刑の死角』（洋泉社新書、2009）65頁を参照。

た。重罰化という側面から見れば、2001年の刑法改正により「危険運転致死傷罪」が新設され、2005年の改正に伴い、加重された場合には懲役と禁錮刑の上限が20年から30年へと大幅に引き上げられた。そして、2010年には、殺人事件などの重大犯罪についての時効廃止を含む公訴時効をめぐる改正が行われている。

現在の刑法と刑事訴訟法は、成立してから上述の立法期までまったく改正されなかったわけではないようである⁵。だが、これまで法律学等専門家の議論が中心に行われていたのに対して、上述の立法議論は「政治化」や「刑罰積極主義」へと傾斜しつつ、司法実務や具体的な救済手法から離れた「体感治安」や「感情」といった形で表現されるものに注目が集まった点に特徴がある。2000年の少年法改正のきっかけは、1997年の「神戸連続児童殺傷事件」であった。当時、事件を起こした少年は14歳であったことから、検察官へ逆送されずに医療少年院送致になったわけだが、このような司法がとった対応に対する不満から、「少年法は甘すぎる」という世論が湧き起こった。「心神喪失者等医療観察法」に関しては、2001年に発生した「大阪教育大付属池田事件」が背景にあり、「社会には危険な精神病者が徘徊し、そうした人間は処罰を受けることがない」という非難が法改正の審議を促進した。先取りになるが、本論の第2章での新聞報道の分析によると、危険運転致死傷罪、公訴時効改正等、法改正をめぐるマスコミの報道が活発であったことも判明している。また、犯罪の認知件数など、統計では、殺人、傷害などの犯罪や万引き等の軽微な犯罪件数の双方とも増加しているわけではないにもかかわらず、立法の動向は当事者経験に基づく報道の言説に同調しているかのような傾向が見られる⁶。

以上の厳罰化の傾向に対し、日本の法律家（法学者、法曹また法学の立場から発信する人をここで法律家と呼ぶ）は当初批判的な姿勢を

⁵ 山口厚「刑法典一過去、現在とその課題」ジュリスト1348号4-5頁参照。なお、現行刑法は1907年公布、1908年施行、刑事訴訟法は1948年公布、1949年施行。

⁶ 例えば宮澤節生「日本のポピュリズム刑事政策は後退するかー討論者として」、『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』（現代人文社、2009）183-200頁を参照。

見せていた。1998年7月に始動した法制審議会少年法部会に合わせて、法学部の学生等法律学習者向けの法律雑誌『法学セミナー』（第527号）は「厳罰化で解決するか」と題した少年法の特集を掲載し、当時の少年法議論への懸念を示した⁷。そこでは、「被害者の保護」、「少年審判の公開」、「被害者の精神的ケア」など、少年法の枠では解決できない論点が当時の少年法改正論議で強調されたことに対する違和感が示されている⁸。そこでは、いかに「厳罰化」に対抗できるかという点に、法律学関係者の関心は向けられていたようである⁹。

2003年に公開された法律時報75巻2号の「最近の刑事立法の動きとその評価」と題した特集は、より理論的に厳罰化立法の課題を法律学の観点から整理したものである。冒頭の趣旨説明を担当した刑法学者の井田良は、そうした立法の傾向は「これまで一般に承認されてきた、刑法実体法に関する基本原理を根底から動揺させるインパクトをとまなっている」と評価し、そのインパクトについては①「実害の生じる以前の段階にまで刑罰的規制を及す傾向が、法益思想ないし『侵害原理』と正面から抵触するものでないか」、②「『被害者の保護』の旗印のもとに重罰化・厳罰化の傾向を示し、結果主義的性格が強めている」ことに対し、応報思想による積極的責任主義も重刑のもつ威嚇効果による一般予防理論を戦後の日本刑法学が対戦しにくい、と指摘した¹⁰。

⁷ そこでは、法学研究者、弁護士、裁判所の調査官など法律専門家の少年法改正論以外に、心理カウンセラー、中学校教諭も参加した座談会「非行少年たちの実像」、非行少年へのインタビュー記事「調布事件で犯人とされたM君に聞く」非行少年事件現場からの論考も取り上げ、厳罰化の効果を否定的な立場であった。

⁸ 川崎英明「少年法改正論議をどうみるか」法学セミナー No.527 (1998)、35頁を参照。

⁹ 2000年公表された『法と民主主義』(352)は厳罰化に対し「修復型司法」といった解決案を打ち出した。それは、「修復型司法」を通して、加害者である非行少年の社会復帰を被害者の権利保障と調和し、お互いの理解と対話が両方のケアに効果的であることを論じた。また、斉藤義房が2001年に公表した「少年法の『厳罰化』潮流に抗して—少年法「改正」法成立と今後の課題」にも修復型司法に期待している。

¹⁰ 井田良「刑事立法の活性化とそのゆくえ—本特集の趣旨—」法律時報75巻2

ただ、近年の法学者議論からみると、厳罰化の現象を単に批判するのではなく、「世論」に応じて擁護しようと努力する動きもある。井田良は、「根本的価値観を共有しない社会構成員」による法益をめぐる多元的な理解を認め、「ほぼ必ず裁判所で刑を言い渡されるような高度に当罰的な行為のみを類型化した刑罰法規だけが立法的に正当化されているとはいえない」、刑罰機能の多様化や法益の拡大を主張した¹¹。それに対して、まず価値の共有に対する深い懐疑に陥った人々の『幻覚』（「体感治安の悪さ」）を解消し一定の合意（社会意識）を得たうえで、法益の範囲を拡大し「刑事裁判から疎外された被害者の悲鳴に近い『屈折した異議申し立て』」を配慮しようといった、世論の理性化を求める議論もある¹²。2000年前後に見られる厳罰化を求める声に対する不信ではなく、刑事法学者が世論を受け入れる態勢を示したものといえるが、ここでの世論の捉え方には温度差が見られる。

刑事法に関する社会の認識は、立法過程において民主主義の理念を実現するために必要な素材である。ただし、こうした「世論」を法的な言説に転換するのは容易ではない。刑法学者の亀井源太郎は、2009年に公刊された法律時報の特集「刑罰典施行100年—今後の100年を見据えて—」において、立法活性化が刑法学・法学に与えた課題を、従来の判例研究を中心とした法律学説と立法との関係を再考すること、および、刑法学がいかに「民意」（世論）を吸い上げる（あるいは吸い上げるべきではない）ことにあるとの指摘をしている¹³。上述の法律学（主に刑法学）の反応からわかるように、法律家の作業は制定した後法改正の立法趣旨を受け止めたうえで、法律学の学説に一定の修正を加えるものである。すなわち、「世論」を立法趣旨として理解し、法律家はそれをいかに条文化することに専念するという考えである。従って、その前提にある不特定多数の

号（2003）、5頁を参照。

¹¹ 井田良「変革の時代における理論刑法学」慶應義塾大学出版会（2007）、35-37頁を参照。

¹² 梅沢進哉「厳罰化・被害者問題と刑法の存在理由」森尾亮＝森川＝岡田行雄『人間回復の刑事法学』（日本評論社、2010）22-27頁を参照。

¹³ 亀井源太郎「刑罰典施行100年—今後の100年を見据えて—」法律時報1009号（2009年）、88頁。

意見を代表する世論の質をいかに判断するか、という点について法律学はさほど関心を持たない。それは、「世論」を理解するため、どのような情報を選択し、どのように解説すべきか、といった基準は既存の法律家言説に殆ど検討されていないことからわかる。実際に、上述の法律家の論文で扱われる世論は、著者である法律家が立法審議、司法の関連資料やマスコミの世論調査あるいは報道から掘り出したものの、それらの情報はなぜ世論の実態を説明しうるかについての説明は欠けている。また、法学教育の観点から見ると、条文や判例など司法データを中心にした従来の法情報学は、具体的な事件に関わる新聞の報道内容まで言及する場合もあるが、世論の形成メカニズムまで論じているものは少ない。従って、法に関わる世論をめぐる法律家の議論は、著者個人の情報活動に依存し、その情報活動に関する分析は不十分と言わざるをえない。そのため、法学系の論文における「世論」という記述は、時に個人の経験談に見える場合がしばしばある。

第二款 犯罪学的分析の知見

厳罰化をめぐる世論の形成に関しては、法律学(刑法学)のほかに犯罪社会学的な検討も注目に値する。そこでは、刑事裁判など司法過程との関係を超えて、社会現象としての厳罰化を分析し、その成因と効果を広く検討するスタンスが見られる。犯罪学の文献によると、以上の立法動向は、日本の特有事例ではなく、英米圏を中心として先進産業国においても蔓延しているようである¹⁴。日本に限らず、厳罰化現象の分析す

¹⁴ 英語の文献として、アメリカの厳罰立法と「政治問題化」について Stuart A. Schneingold, *The Politics of Street Crime : Criminal Process and Cultural Obsession* (1991) と Zimring, Franklin E. "Imprisonment rates and the new politics of criminal punishment", Garland, David. ed. "Mass Imprisonment-Social Causes and Consequences" 2001 Sage 所収、国際的な厳罰立法の風潮について、Julian V. Roberts = Loretta J. Stalans = David Indermaur = Mike Hough, *Penal Populism and Public Opinion - Lessons from Five Countries* (2005)。日本語の文献に関して、2009年に日本犯罪社会学が主催した国際シンポジウムの議論を整理した『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』は今でも日本の厳罰化現象を理解するためには欠かせない一冊である。

る際に以下のようなファクターはよく言及されている。

まず、統制主体という視点から政治過程や政治家行動の分析が見られる。例えば、Anthony Bottoms は1995年に初めて populist punitiveness という用語を提唱し、そこで厳罰化を促進する政治、公衆、メディアの三者の相互作用により形成されているポピュリズムの傾向を指摘した。彼は、政治家の操作面に注目し、市民の不安感を煽り立て、犯罪への強硬策をアピールすることによって、支持の拡大を狙うことを論証した¹⁵。penal populism 概念の創立者である Pratt も、統制主体の活動特徴から説明しようというアプローチで厳罰化現象を次のように定義した。

「penal populism のプロセスでは、戦後の刑事政策を形作っていた多くの前提がひっくり返され、刑罰を運用・執行する権力構造の劇的な再構成が行われる。そこでは、より多くの刑務所が必要とされ、刑罰は、市民から隠されたところで役人によって密かに執行されるものではなく、より劇場的なものとなり、刑事司法の専門家の知識よりも一般市民の常識が優先される。同様に、広く市民の代弁者を自任する個人や市民団体と政府との関係がそれまで以上に緊密なものとなり、司法官僚と政府との結びつきが弱まっていく。その結果、そうした個人や市民団体の考えが刑事政策に強く反映されるようになる」¹⁶。

このような penal populism という法的言説が示しているのは、司法官僚、法曹、法学者など法律学の教育背景を持つ、法律関連の業務を行ういわゆる法律専門家の意見より、立法審議は「世論」や「一般常識」を名乗る市民団体やメディアの言説に比重が置かれるということである。

次に、厳罰化意識を支える社会の構造も検討対象に加えられてきたことが確認される。Carland は、公衆の思考に「表出的な処罰志向」(expressive punitiveness) が存在することを主張し、政治がその志向を取り上げ、公衆の代弁者としての自分をアピールに利用する場合があり、

¹⁵ Bottoms, Anthony (1995) 'The Philosophy and Politics of Punishment and Sentencing', in C. Clarkson and R. Morgan (eds) *The Politics of Sentencing Reform*, pp. 17-49. Oxford.

¹⁶ 訳語は浜井浩一「グローバル化する厳罰化とポピュリズム」『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』（現代人文社、2009）6-7 頁を参照。

厳罰化が進行することは単なる政治主導に止まらない、と指摘した。その後の著作で、Carland は拘禁刑等社会的排除の傾向が強い厳罰主義的刑事司法が現在社会の基本構造・文化（刑罰的福祉国家）を反映し、それを具体化した社会制度としての「統制の文化」（Culture of Control）理論を提示している¹⁷。そして、この「統制の文化」理論は、日本の厳罰化に関する研究にも応用されている。Carland 理論への支持を示しながら、浜井・Ellis は「最新の犯罪被害実態調査の結果と刑務所人口の増加によって、日本の公衆と裁判官の態度のなかに、世論に支えられた新たな権威主義（popular authoritarianism）が確かに現れていると見る。それらは、刑事司法に関する既存の再統合的でインフォーマルな観念からの急速な変化を生み出し、それらはよりフォーマルで応報的になり、いかにも Carland がいう『刑罰的福祉国家（Penal welfare state）のようにみえる』と述べた¹⁸。

また、厳罰化の背景には現代社会におけるプロフェッショナルの位置づけ方も関係しているとされる。元々、プロフェッショナルに対しては日常の素朴な厳罰・応報に対して緩和措置の役割が期待されている。それに対して、厳罰化の過程で見られる処罰志向を抑えることができない理由としては、立法の決定過程におけるプロフェッショナルの弱体化が関係しているという。モラル・パニック¹⁹を引き起こすようなメディア報道により、公衆から犯罪への不安が高まり、既存のプロフェッショナルの能力への信頼が揺らぐとともに、政治家もプロフェッショナルの見解に依頼するより、公衆へ直接に働きかけるようになるからである²⁰。

¹⁷ David Garland (1997), 'Governmentality and the problem of crime: Foucault, criminology, sociology', *Theoretical criminology* 1 (2), pp202-203.

¹⁸ 同浜井・前注16

¹⁹ モラル・パニックについて、竹村典良「モラル・パニック」藤本哲也編『現代アメリカ犯罪学事典』（勁草書房、1991）93頁参照。

²⁰ Franklin E. Zimring, *American Youth Violence* 128-129 (1998) は、アメリカの厳罰立法過程について以下のように述べた。それは、少年の暴力犯罪への政治的憤激に駆られて進められてきた結果、現在の移送制度をなにか具体的に改善するためというわけではなく、少年の暴力犯罪率の高さは「現行政策になにか問題がある」ことを示すに十分な証拠であり、「厳罰化こそが万能的解決策

そうした知見を踏まえると、厳罰化がプロフェッショナルの不信とに結びつきやすいのではないかと推測される。

厳罰化への対策として、日本も含む多くの犯罪学者や法学者は犯罪率や判例など刑事現象の「実態」に関する多角度の情報環境を構築するよう呼び掛けている。ただ、「民主的」や「科学的」な価値判断が前提とされながら、犯罪学の議論において、なぜそのような情報観が望ましいのか、そもそもそのような情報観が実現可能なのか、についての議論は乏しい。学問の基盤として、「民主的」や「科学的」の言説が法学や犯罪学にとって、もはや自明な原理であることは確かだが、しかしながら Penal populism においては専門性が批判の対象となり、法学や犯罪学は中立的というより一利害関係者の地位におかれてしまっている。従って、なぜ実証的あるいは法学的な言説を支持しなければならないのか、その妥当性については、改めて検討を行う必要があるだろう。

第三款 立法の大衆化と情報—法情報分析の射程

以上の法学や犯罪学の研究によれば、厳罰化の現象は単なる被害者団体の戦略もマスコミ報道の効果ではなく、法情報の様態や立法過程の変容や法学の社会地位など複数のファクターの総合作用による産物である。それを適切に理解するため、立法をめぐる複雑なファクターの相互作用を反映するような切り口が求められる。

立法をめぐる情報環境の変化を介して、厳罰立法の成因を検討することは可能である。その理由は、厳罰化の立法を、以下のような複数の局面において情報の問題として処理できるからである。

第一に、情報の性質と世論の関係である。一般メディアによる刑事法報道・ワイドショーまたは刑事関係の文学・映像作品は、刑事司法の現

である」という短絡的な考えから、移送制度を改正する立法が続いた、という。日本の場合、2000年の少年法改正において法案作成・提出において主導的役割を果たした自由民主党・杉浦正健衆議院議員は、朝日新聞のインタビューに対して、「選挙運動を通じて、有権者は少年法改正を望んでいることがよく分かった。法制審にかけると、哲学的な議論から始めることになり、何年もおかる。刑事処分対象年齢の引き下げは、専門家よりも政治家が決めるべき問題。だから、議員立法にした」と答えている。

象を個人の体験や日常の治安感覚などの犯罪被害者文脈で再構成し、いずれ司法・立法の実務に経験したことのない人にも刑事立法への関心を喚起する効果があるとされる。日本における刑事立法ラッシュにおいても、高頻度のメディア報道、社会の話題となる代表的な事件の影響力を無視することはできない。メディアの作用に関しては二つの側面、すなわち①マスコミから伝えられた断片的、情緒的な法（とくに刑事法の運営に関する）理解が厳罰化現象の流行を促すこと、②ソフトニュースとして、分かりやすいかつ刺激的な被害者物語を構成することが言及されている²¹。

日本では、被害者・社会の不安に関する「感情」言説が優位に働く、司法・犯罪データがニュースに取り上げられない、といったことが指摘されている²²。犯罪報道の構造を素材に、少年法改正の世論形成を検討した大庭絵里の研究では、加害少年への描写は精神障害、経済・家庭環境など否定的に「特別な事情」のある人間像から、中立的な表現で犯罪を起こす「普通」の少年という非行少年のイメージへと変化し、また社会的要因より事件を起こした少年個人の行動を注目するようなニュース・ストーリーが定着したことが検証されてきた²³。それによって、日常生活への不安感と結びつきやすいことで、非行少年に対する厳罰化の風潮と無縁ではないという指摘ができるようになった。

以上の研究から分かるように、厳罰化立法の浸透は確かにメディア産業の発展に関係している。その関係は、人々の社会認識が実際の個人経験よりメディアの情報に依存していることを由来している。従って、メディア報道の言説分析は立法の情報環境を解明するために有用なアプ

²¹ Julian V. Roberts = Loretta J. Stalans = David Indermaur = Mike Hough, *Penal Populism and Public Opinion – Lessons from Five Countries* (2005), pp164-174, Oxford.

²² 大庭絵里「少年事件とマス・メディア」後藤弘子編『少年非行と子どもたち』（明石書房、1999）は、モラル・パニックとそれに対するマス・メディア報道の影響を指摘している。また、「犯罪ニュースにおける犯罪の波—なぜ犯罪の減少は人々の話題にならないのか」犯罪社会学研究（38）、97頁。

²³ 大庭絵里「メディア言説における『非行少年』観の変化」神奈川大学国際経営論集（39）、155-164頁を参照。

ローチである、と考えられる。

第二に、立法過程と世論の関係である。立法過程における議論は、裁判過程と違って、ある案件における具体的な救済を論点にしたコミュニケーションを展開していくことができない。それゆえ、立法過程における法は、公共的な議論を通じて、さまざまな社会言説を取り入れた知識や情報の下で形成されると考えられる。社会環境に応じた公的な規定（ルール）の修正や形成するプロセスとして立法を理解する場合、立法をめぐるコミュニケーションは、法変動の内容を明確にするように促すような機能を持つことになる。

従って、法の問題をどのような社会現象と結びつけるのか、その答えは立法背景に関する重要な情報と関わっている²⁴。近時の日本立法改革には審議録の公開、オアクリックオピニオンの導入など、社会との連携を重視する姿勢が見られる。しかし、意思決定の「合理化」を促進する趣旨を認めつつ、近時の刑事法立法における「病理的」な情報環境は明らかにその狙いから離れるものといわざるを得ない。近時日本における「感情立法」現象の出現は、司法・立法現場の情報量を増やせば問題が解消できるという観点の欠点を曝すことになるだろう。むしろ、世論の形成に関わる人々の認識は、どのようにシンプルな「娯楽化」された刑事法のストーリーから、複雑な、かつ専門的な刑事法の知識に向けられるか、という課題の方が切実である。短絡的な質問表から社会意識を抽出する、新聞やテレビでよく使われた世論調査においては、刑事法に対する本当の「意見」を知ることができないといった批判も見られる²⁵。しかし、そもそも「真」の世論はどこにあるのだろうか？マスコミの報道や娯楽作品における刑事法イメージの乖離を嘆き、それに「反現実」のラ

²⁴ 伝統的に法学で用いられてきた「立法事実」という用語がある。それは判決事実 (adjudicative facts) と対比されるものであり、法律を制定する場の基礎を形成し、それを支えている事実を指す。本論が提唱した法情報観にはこうした「立法事実」論を意識したところがある。詳細な検討は第8章に譲る。類似した立場の議論として、太田勝造「法を創る力としての国民的基盤」『現代法の動態5、法の変動の担い手』（岩波書店、2015）、69-71頁を参照せよ。

²⁵ 前注14・Julian V. Roberts, Loretta J. Stalans, David Indermaur, and Mike Hough.

ペルを貼ることだけでは近時の刑事法立法における法・法システムへの期待を見失う恐れがある。penal populism あるいは「感情立法」における法情報の「アンバランス」は、法と社会の関係という法社会学の根本テーマを検討する糸口にもなりうる。

第三に、世論に対する法律家集団の自己反省が挙げられる。法動員という視点からみると、刑事法の関連報道が増加することは決して悪いことではない。専門的知識の背景を問わずに、広い範囲で刑事法問題に関する議論ができる、つまり立法世論の活性化（民主的回路の拡大）に繋がる点から、厳罰化の運動を評価することができるからである。従って、問題は、合理的か感情的かという区別ではなく、立法に必要とされる法的コミュニケーションの性格にある。法学的な技術は制度設計に必要なため、立法過程の審議に不可欠な言説といえるだろう。特に日本では、西洋から法律制度を導入したところ（法の継受）、従来研究者や法曹は立法審議をリードする立場におかれていた。そして、日本では法曹の人事に選挙制が導入されず、また司法行政や立法過程において検察官など法律専門家は依然として強い影響力を持っている。そこで、このような日本の法システム状況を踏まえれば、日本における法律専門家がなぜ自ら世論の言説に接近しようとしたのかという点は不可解でもある。

浜井浩一・Ellisの刑事法立法過程分析によると、従来の厳罰化運動でみられた専門家の弱体化に対して、日本ではそうした傾向が殆ど見られない現状から、日本の厳罰化運動については「市民運動や世論と検察官の共同作品」と判断された。それは、検察等法曹が刑事法立法過程に依然として優勢な地位を保持していて、「世論」による厳罰化の風潮に抵抗する十分な力を持ちつつ、「日本の国民性として、官僚もいわゆる『空気を読む』傾向が強いことに加えて。検察官もそれを望んでいるからにほかならない」²⁶、とされる。

以上の分析が正しいとすれば、単に立法過程がマスコミに同調しているかどうかというよりも、専門家の社会認識がどのようになっているのか、とくにどのような情報素材によって形成されるに至ったのかという点が、次の問題になる。そうしなければ、厳罰化の議論変化を専門家

²⁶ 前注16・浜井＝Ellis、118-119頁を参照。

vs. 素人という図式へと単純化して理解される恐れがある。日本の刑事法改正で見られた法律家の排除という事態は、法システムに対する不信ではなく、市民が司法や立法への多大な期待とその期待に戸惑う法律家に関係する、という仮説も立てられる。従って、直面する課題は法律学など学問の理論を社会に注入することではなく、法律学の論点がどのような社会の期待に合致しうる、というところにある。

本研究は、とくに立法過程をめぐる法情報の形成を意識する。立法とは、社会の一員として守るべきルールを形成する過程であると想定できるならば、立法に参加する人々は、社会の意味を理解し、さらに構成してゆく存在として理解される。そこでは、法に関わる情報として、法律学の専門知識だけではなく、多様な立場から示される立法への意見や観念も意味することになる。こうした立法に対する社会の理解を反映する情報を収集・理解し、法制度に織り込むことを、立法過程に関わる法律家の役割としてみなすとするれば、法律家と情報環境との関係も検討しなければならない。

他方、法の問題はどのような「理念」に基づくべきかではなく、ある「理念」や「意識」がどのように法と接続するか、という議論のノウハウの面から課題を提示することもできる。なぜなら、そうした公式的な立法過程、立法の参加者と彼らの発話、そして立法をめぐる様々な言説など、事実上の問題として「立法」を扱うこともできるからである（経験の立法）。法と社会との間を媒介する、いわゆるネットワークは世論の実態を把握する上で不可欠な部分を成す。従って、立法過程における世論の効果を解明するためには、研究のデザインを議会や立法関係者の立案過程における議論の整理に限定せず、ここで扱う世論がどのように形成されたかについても問うのでなければならない。

このように、情報過程の検討を通して、単なる資料の整備及び提供ではなく、メディア報道の傾向、立法世論の形成過程、そして法律家の役割を同時に捉えることが可能になる。この点で、本論は、単なる法情報のメディア研究ではない。法社会学の研究として、その狙いは、法情報の実践を通じて、日本の法律学・法律家と立法の変化との関係を探ることにある。上述の整理からもわかるように、立法に関わる情報環境を検討の対象とした理由は、それが、世論、法律専門家、立法設計また他の

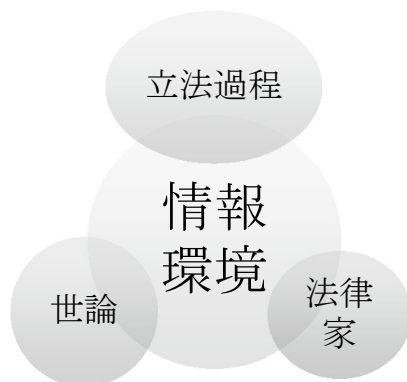


図 1

社会構成員が同時にアクセスでき、複数の主体の相互作用を最も反映されやすい空間として捉えられるからである（図1）。

第三節 法情報実践の分析—本研究の方法

本論では、法情報の問題を、情報がどのように公式の法制度運営に関わっているのか、誰が情報の発信者なのか、そしてどのように情報を取得、理解、発信しているのか、といったいくつかの問題群に分解し、法情報の構造とその効果を検討することにした。そこには、法情報が主としてどのように編集され、また法情報のどのような側面が法学・法制度の実践に影響するかという点が含まれている。その出発点にあるのは、制度情報を冷静に吟味しながら、他者を説得しようとする熱心な読者、いわゆる民主的・伝統的な市民像が現在の法情報の実態と適合的なのかという懸念である。従って、本論は法律学習の情報ではなく、社会一般向けの法情報を重点的に検討する。ここでの「社会一般向けの法情報」が、特定の情報類型を表すわけではない。彼・彼女らは直接法的空間に参加する機会や意欲の少ない、かつ情報へのアクセスが保障されても専門的な理解に到達しづらいという状況にあるごく普通の一般人の法情報収集、または彼・彼女らに向かう法情報の発信、流通過程を検討の対象とする。本研究は、法情報環境の構造をダイナミックに捉えるため、以下

の「情報の伝達過程」と「法情報の編集原理」二つの側面から法情報の実践を分析する。

第一款 法情報の伝達過程

メディア論²⁷は、新聞もテレビも出来事に意味を付与し体験を知識に変換する記号の情報システムとして理解する。その立場からすれば、社会はすべてのモノ、コト、ヒトが情報の発信装置と化し、メッセージ性を持つコミュニケーションの過程とされる²⁸。逆に、その考えは同一の社会現象に関する情報は複数のメディアを通じて「伝達」(transition) できることも意味する。従って、メディア間でコンテンツが共有されているとしても、異なるメッセージを生み出す可能性があるように思われる。そうした発信—伝達—理解を含む広い情報環境の概念を取り入れると、法情報の形成にはより複雑なファクターが影響していることがわかる。

ここでの情報過程とは、発話者が手持ちの法理念を活用し、法をめぐる素材を編集し、法に関わるコンテンツを発信してゆくことである。そ

²⁷ 情報の伝達媒介の特性を中心にメディア・コミュニケーションを分析するアプローチは、メディア技術論あるいはメディア環境論と呼ばれる。ここでは佐藤卓巳『現代メディア史』岩波書店1998年、1-7頁を参照する。

²⁸ メディアとリアリティの現象について、W. リップマン『世論』(1922年)は、その研究の基礎となる問題提起を行った。擬似環境論はそれを受け継ぎ、マスメディアが外的現実と個人の認識をどう媒介し、個人の現実像をどう形成しているかという問題を原問題として研究したものである。竹下俊郎『メディアの議題設定機能——メディア効果研究における理論と実証』(学文社、1998)第2章を参照。現在、その問題提起は、コミュニケーションの効果研究といった学問分野にまで発展してきた。コミュニケーション効果研究は、コミュニケーションを社会過程として把握しようとするが一般的に、次の二つに分類されている。第一に、コミュニケーションの当事者間で、メッセージの伝達過程としてコミュニケーションをとらえる観点、いわゆるメッセージの送り手の側からこの過程を解明する観点である。第二に、メッセージに含まれる「意味」の交渉や交換の過程として、メッセージの意味の生産やその解釈といった社会的な「相互作用」としてコミュニケーションを扱う立場である。本論では、このうちの第二の観点到焦点を当て、法における現代社会におけるメディアの構造転換とそのインパクトについて検討する。

うした法イメージを情報として扱う場合、ここでの情報使用は、人々が①法制度について意見を述べる（「意見の発信」）、②法に関する情報を収集し（「情報の取得」）、③法について吟味し（「内容の理解」）、という三つのプロセスを指す。

①意見の発信

「法情報の発信者は誰なのか」、答えは明確ではない。それは法情報に含まれた多様な機能に関わる。詳細な論述は第1章に譲るが、法学は制度設計に寄与しうるため、誰とでも関わるといった公的側面を持っている。従って、司法の専門知である一方、教養としての法学は、ある意味で一般の読者を獲得できる可能性がある。また、アクセス面では、ネットなど通信技術の発展や高等教育の普及と共に、一般の人さえ世界中の法制度に関する文献をある程度入手・解読することが可能になる。そして、SNS などソーシャルメディアを通じて、誰でも法制度に関する意見を生のまま（第三者の編集を経ずに）社会に発信することができる。そういう意味で、感情立法をめぐるコミュニケーションは、実際に法情報の「適切な」発信者、つまり法学が占めていた優位な発信源としての権威を揺らがせる現代の模様を描出するような現象でもある。従って、現在の日本社会では、誰が法を発信するのか、またその受信者は誰なのか、いかに自分の意見に結びつけるのか、といった問題群を改めて確認する必要があると思われる。

②情報の取得

法情報提供ネットワークの拡大と同時に、法が専門的且つ複雑に分化していくに従って、一般人が法を知りえないことは常態化しているといった状況に、われわれは直面している。例えば立法をする際に、現行法の仕組みに対する一定の知識をなくしては、具体的な制度の設計ができないことは自明なことであろう。一般人がいつも様々な法の情報の更新を積極的に学習するということは考えにくく、むしろ日常生活の中に何らかの形で法をイメージしているものと想定される。日常生活で「法を知る」ということは、公的な法学や司法経験にアクセスするというよりも、むしろ様々なネットワークを一気に縮約し法のイメージを象徴的に把握しようとするのだといっているのではないだろうか。

そのような法イメージを支えているのは、公的な法システムに属する

情報に限定されない。なぜなら、日常生活で人々は、役所の法令の提示、法の関連書籍など権威の持つ法情報から、新聞やニュース、またはネットの書き込み、法関連の娯楽作品まで、あらゆるジャンルを通じて情報としての法に触れることができるからである。法意識の形成に関しては、人々の情報収集のパターンを検討する必要がある。

③内容の理解

情報ジャンルの拡大にも関わらず、いざ法使用の場面になると、観察者はそれぞれの情報形態を選別し、利用する。情報の発信源はもちろん、観察者自身の働きも一定の役割を果たすかもしれない。要するに、情報を入手した後、人々がその性質をいかに理解しているのかということは法情報の効果と関わっている。例えば、刑事法の分野で、その事件に関する情報は、制度に関する有意な知識なのか、それとも人間ドラマなどフィクション作品のネタになるのか、視点が異なればそれに応じて法に対する評価も変わってくる。また、実際の法使用（特に法運動）、法制度に対する被害者（遺族）の不満が、問題提起のための戦略的言説なのか、実際に制度設計に導入すべきファクターなのか、答えの違いに応じて法制度の在り方も変化する。

第二款 法情報の編集原理

以上、伝達過程つまり法情報が置かれた外部の環境についてを論じた。ただ、法情報の形成を明らかにするために、法情報として発信された内容がどのように決定されるのかという点について編集の過程まで遡る必要がある。上述のように、これまでの日本における法情報の研究は法学研究・司法実務のニーズを中心に展開してきた。その中には、こうした「編集」作業を法律学の教育・職業背景を持つ者「専門家」が担うと位置づける。従って、法情報の編集原理を理解する際には、まず専門知識を扱う学術出版の状況が有用な研究素材になるはずである。

学術出版の研究は、編集者を「gatekeeper(知の門衛)」として位置づけ、当該学術領域における情報（知識）の発信を管理し、評価を左右する重要なファクターであることを指摘する²⁹。学術出版の過程は、発行者（編

²⁹ 従来の学術出版については、産業出版論の領域で多少な議論は見られ

集者や出版社)の自己認識、専門家との関係、社会貢献または商業性に影響されるものとして捉えられてきた³⁰。そうした学術出版過程から法情報の構成を分析することは、本論では「編集の視点」と呼ぶ。編集の視点からみれば、法情報の課題は、一つの法主題をいかなる表現を通じて、そのコンテンツを読者に伝達しやすいものにするかというプロセスの問題である。法情報の編集プロセスとは、テキストの構成・配置・流通、すなわち、情報編集者のアイデンティティを反映するものであり、情報の生産者(著者)と情報の消費者(読者)との間に橋渡しの役を担っているように思われる。法情報には内容的に専門知としての側面があるからといって、以上のような学術出版の市場状況も法情報の質に関わるといえる。具体的には、社会の関心にかかわるファクターを「法的統合の評価」、法領域(学術あるいは法実務)の維持によるファクターを「法解釈の論理」として捉え、このような概念を用いて、法情報形成の過程を分析する。

①「法的統合の評価」

例えば新聞のような総合的な情報発信者がどのような形で、如何に「法」を表現しているのかなどは、有用なヒントとなるであろう。そこには、社会の中で法が置かれている位置を確認するという意味で、「政治や経済とくに文化的領域との関係で、法のバックグラウンドがどのような意味を持つか」という点が常に意識される。本研究でいう「法的統合

る。1975年アメリカの学術出版を素材に、Lewis A.Coserは *Publishing as Gatekeeper of Ideas (the Annals of The American Academy of Political and Social Science, V421, pp14-22)* と題した論文の発表したが、そこで提出されたのが「gatekeeper」という概念である。gatekeeperの意味は、出版者(編集者)は知の「品質管理」を担当するほど影響力があり、また権力装置として学問内部の秩序を構築する役割もある。日本の研究者はその理論を手がかりにして、日本の学術出版を検討してきた。なかでも、長谷川一『出版と知のメディア論』(みすず書房、2003)、と佐藤郁哉=芳賀学=山田真茂留『本を生み出す力』(新曜社、2011)が優れた実証研究として注目に値する。

³⁰ Lewis A.Coser, *Publishing as Gatekeeper of Ideas, the Annals of The American Academy of Political and Social Science (1975), V421, pp18-19*。また、前注29・佐藤郁哉=芳賀学=山田真茂留、第1章を参照。

の評価」とは、法情報における法の意義や社会機能など法の社会的貢献を表現する側面を指している。例えば、立法における参加者の行動と、立法趣旨・目的を言及する議論の側面については、これを立法報道の「政策性」としてみることが出来る。

②「法解釈の論理」

法解釈の論理とは、作成・編集者が法情報を構成する特徴に関する自己理解ないし自己規定である³¹。法律学の法解釈も含む法に関する言説は、客観的なものではない。たとえば、第4章で紹介する法解釈論である来栖三郎のいわゆるフィクション論は、テキストの解釈自体のみではなく、法律専門家が行っている法解釈の「主観性」に対する観察の切り口を開いたものとして理解できる。そこでは、法源たるテキストに加えて、同時にまたは潜在的に、たとえば社会状況・意識に関するテキスト群を理解し・解釈する作業が伴われていた。別の言い方にすれば、法解釈の論理というのは、解釈者自身が、法制度や法観念に対して持っている自己認識であるといえるだろう。

ところで、注意すべきなのは、ここでの法解釈の論理は必ずしも司法中心とした法思考と一致するわけではない。フォーマルな法テキストとその他のテキストに対して、解釈者がどのような距離意識を持つか、どのような媒体を通じて収集し、また社会に提示されていくのかという点は、従来の法テキストの解説では見えにくいものとなっている。新聞紙や法情報誌（法律雑誌）などの法情報は、法令集・判例集・単行書と異なり、社会へ定期的に法情報を発信し、内容的にしばしば即時性を求め、第三の編集主体を持ち、法律専門家のテキストを募るような言説が見られる。そこでは、裁判のような法解釈の場合と一味違って、より広く範囲の読者（社会）を強く意識し発信する仕組みが成立していると考えられる。

³¹ 本論の「解釈の論理」という概念は、佐藤郁哉＝芳賀学＝山田真茂留の学術出版研究で提示された「組織アイデンティティ」からヒントを得たものである。「組織アイデンティティ」については、前注29；佐藤郁哉＝芳賀学＝山田真茂留、36－42頁を参照。

第四節 本研究の構成

前節で述べた通り、本論は、情報の伝達過程と編集原理から日本の法情報を考察し、「情報としての法的コミュニケーション」の独自性とその効果を論じるものである。本論で言う「法情報」は、活字、音声や映像などあらゆる情報形態、かつ法律専門家以外の素人による発信も視野に含めているので、きわめて広い概念となっている。この概念射程のすべてを検討することは、想像を絶するほど膨大な資料を処理しなければならない。それは、明らかに一人の研究者の能力を超えるものである。本論は、代わりに複数の事例研究を組み合わせることによって、日本における法情報の機能と意義を検討する。具体的に、以下の二つの課題を中心に展開する。

- (1) 法情報とそれを掲載するメディアとの関係について、各メディアの特性が法情報の表出に影響しうるか、また如何に影響するのか。
- (2) 異なる法情報の間の関係について、例えば立場や形式の異なる法情報が同時に導入された際に、法議論はどのような方向に導かれるのか。

第一部は、主に(1)の問題に関する事例研究を行う。そこでは、通時的に新聞、法律雑誌の報道方法を注目し、両メディアの情報変化の要因を分析する。言うまでもなく、新聞は社会一般に向けた情報発信であるため、法律雑誌より広い読者層を有している。読者層の広さが情報へのニーズと関連しているとすれば、この両者の比較からは、単なるメディアの違いを超えた、読者の法意識の違いを読み取ることもできる。一見すると発信者の立場による法情報の分析手法であるようにもみえるが、編集者もある意味で法情報の「読者」であることを忘れるべきではない。異なるメディアの時系列の研究は、同時に法情報に対する学習過程や効果を分析することになる。

第一部の方法では、各メディアの発展に沿って法情報を捉え、(1)の問題を中心的に検討する。それに対して、第二部では、(2)の問題を特定の立法事例を通して分析する。すなわち、2010年の公訴時効改正をめぐる法情報の表出とその交錯に焦点を置き、複数のメディアの報道

形式や相互作用に注目する。立法活動期間において、法情報の発信は相対的に集中して行われることになるので、法情報に接触する機会も増えることになる。従って、立法機関における法情報の効果を検討するには、立法を中心に検討することが有効な手法ではないかと思われる。その上、本論は、一般的読者個人の態度を量的に測定することではなく、実際の各議論空間における発言・発信の特徴を抽出する。そうした言説分析は、実際の当事者のやり取りから法情報の使用パターン、つまり「ユーザー」の視点を読み取ることができる。

本研究の分析は概ね2010年～2013年にかけて行われた。第2部は2010年～2011年、第1部は2012年～2013年でそれぞれ別の時期に主として作成されている。全体的な問題意識は共通しているが、第1部と第2部で、分析の視点や立脚する点が異なる場合がある。だが、それは、発信者とユーザーとの間にみられる法情報への異なった理解の仕方を描こうとしたためである。第1部では、文献調査と現地調査を通して、各情報発信者の立場を歴史的な視点から理解しようと努めた。その際に、各情報発信者自身の特性またその形成要因に目が向けられている。第2部は一つの事例研究から、情報媒介の比較分析を行うことで、第1部とは違った各法言説の相互関係が探られる。ただし、第1部と第2部は相互補完的であり、後者では法学的視点を少し表面的に捉えているように見えるかもしれないが、その分、ユーザーの実態をより反映したものになっている³²。

³² 質的研究では、観察者が研究対象の言動を解釈する際に、規範理論と異なり「客観性」や「記述的な立場」を求める一方、研究者自身の言明に対する理論の立場を明確できないことがある。従って、研究者自身の発言の妥当性を反省的に吟味できないことが常に問題になりやすい。本論では、研究者自身の状況を研究文脈の一環として設定することで以上の批判を配慮する。研究者は最初の時期に各メディアの比較を行うことに、専門的な議論にまだ深く接触していないためメディア言説を柔軟的捉えたと考えられる。類似した研究方法は、たとえば Loic J. D. Wacquant (2003)、Body & Soul: Notebooks of an Apprentice Boxer, Oxford Univ Pr on Demand, chapter1 (ロイック・ヴァカン著、田中研之輔、倉島哲、石岡丈昇訳『ボディ&ソウル：ある社会学者のボクシング・エスノグラフィー』（新曜社、2013）で研究者が初心者からプロのボクサーまで

以上を踏まえつつ、本論は「メディア主導の法情報」と「ユーザー主導の法情報」という、2つのパートから構成される。

第一章では、法情報が属するコミュニケーションの性質を検討し、本論における法情報モデルの可能性を論じる。従来の法情報学では、専門家が法律学的議論を展開し、情報発信における中心的役割を担っていると考えられている。ただ、司法過程以外の法情報については十分議論されていないため、改めにその理論的基盤を構築することが求められる。

第1部では、主に新聞と法律雑誌という2つの法情報のジャンルを考察対象に、時間的な軸に沿ってテキストの構造およびメディアの組織的特徴を分析し、法律家、法情報と社会の関係を検討する。

第二章では、新聞における立法情報の報道状況を分析する。第1節では、情報論の観点から法学既存の表現の自由の原理における問題点を指摘し、法をめぐる取材・報道に関する情報制度を整理し、規制面から新聞というメディアが置かれた発信の条件を確認する。第2節では、時系列に沿い、1880年～2012年の間に刑事訴訟法改正をめぐる朝日新聞の記事を対象に、記事量、文体構成、発行地、主題分類、評価立場、五つの側面から新聞における法情報の特徴と変化を把握する。

第三章では、法律雑誌における法情報発信の特徴を確認する。第1節では、法律雑誌の現状、特に一般人向けの実用雑誌の歴史を整理する。刊行元また刊行趣旨の側面から明治以来の日本法律雑誌の状況を明らかにする。事例研究として、第2節と第3節では最も伝統のある法律雑誌である『法律時報』の事例研究を行う。そこでは、特に①1929～1937年『法律時報』の構成変化と②50～60年代の刑事法改正(案)をめぐる特集記事の分析から、法律専門家の社会発信と彼らの役割との連動を考察する。

第四章では、新聞と法律雑誌の実証研究を踏まえた上で、法情報の発信者と法律学的議論の構造を分析する。とくに、日本法解釈論の議論を照らし、そこに隠された社会性がいかに法的テキストに反映されるかを読み取り、法律家自身が法情報の「非専門的な側面」に影響されているのかを示す。日本の法学における専門知の柔軟さが、現在に至るまでの

分析スタイルの違いをフィードバックの構成に組み込まれるように論じていた。

法情報の環境を支えてきたことを指摘する。

第2部では、立法という現象を通して、異なる性質の情報あるいは言説との間の相互作用を検討する。その狙いは、2010年公訴時効法改正を通じて、具体的な立法過程における法情報の影響を検証する点にある。

第五章では、法制審議会の議事録に基づき、主に被害者団体に対して行われたヒアリングを素材とし、それぞれの発話者の立ち位置に即して実際に交わされた会話を追跡した。そこでは、審議会の席で被害者団体が、物理的被害のみならず、被害感情という認知的要素から法改正へとつながる働きかけを行っていたことを明らかにする。

第六章では、公訴時効制度改正の目玉とあってよい「足立区女性教諭殺害事件」をめぐる裁判と世論の記述を比較し、立法問題である被害者感情に対する司法の処理とその情報効果を検討した。その結果、判決の法解釈と世論の法言説には、問題の関心や論証の方法など情報構造上の違いに起因する法制度の評価の差異が見られた。

第七章では、「公訴時効」をめぐる、①新聞の取材、②テレビの報道番組②ネット（SNS）媒介の報道の状況を確認する。まず、新聞、テレビなどのマス・メディアは、時効の法的問題を、被害者と捜査機関から収集した情報をもとに事件の被害者や遺族の体験を映像化し、明快かつ共感させやすい表現を用いて、法制度を評価している。それに対して、ソーシャル・メディアとしてのツイッターでは、公訴時効に関する情報は、法律や政治の専門家のツイッターを通じて自生的に拡散し、新聞とテレビの動向とは異なり、被疑者の人権を注目する専門家寄りの視点に立った情報が集中してみられた。こうした現象から、それぞれの法情報媒体とその効果を検証する。

第八章では、2011年日本公訴時効改正をめぐる法情報・世論の形成を踏まえた上で、世論と立法の分析枠組を概説する。一般的な理解では、法制定過程では、専門家が法律学的議論を展開し中心的役割を担っていると考えられている。だが、2010年の公訴時効改正では、例えば犯罪被害者団体等によって形成される「社会感情の変化」といった「世論」が非常に重要な役割を果たした。そこで、法情報と一般情報との境界線が曖昧であり、それが現代の立法過程に「世論」をより反映させようとする理論の進展とも関わることが分かる。

終章の結論においては、以上の法情報の構造特徴を再考することで、その構造変化の傾向と制度設計への影響を検討し、そこから得られた示唆を含めたまとめをする。

第一章 情報としての法 —法的コミュニケーションの研究

第一節 法情報とコミュニケーション

序章では、近時日本の刑事立法に関わる情報の問題群を検討し、法情報の研究はテキスト構造の分析ではなく、テキストの形成、発信から理解までに至る情報の環境的な面に注目すべきであることを論じた。その背景には、「情報」というルートを通じた法的コミュニケーションの発想がある。そこで情報としての法的コミュニケーションはどのような帰結をもたらすか、新たな法言説はどのように解釈されるのか、本章の課題は先行研究の整理を兼ねて、情報として「法」の射程とその意義を明確することである。

法情報の性質は、従来の考えによればシンプルなものである。その考えとは、社会の構成員が法や制度に関わる情報をもつことで、自分自身及び公共の利益をより維持、促進することができるというものである。こうした答えの前提には、確定可能な情報という観念と、積極的に制度の知識を収集し、吟味し、議論する民主的な市民像が存在する。そのような前提はまた、表現の自由という憲法に関わる原理的な議論と、情報公開制度のような制度的実践を支える基礎でもある。しかし、法情報の形成におけるこのような想定は、いずれも議論の余地を残すものである。

まず、法に関する理解は必ずしも確定したものではない。序章で述べたように、刑事法改正における「感情立法」の現象は、社会が共有する不安や「安心感」などの「世論」の評価が制度設計を左右したもののだが、マス・メディアなどの情報環境の条件にも影響されていた。法制度に関わる知識を伝達する場合に、情報過程を媒介することはまた自明な事実であるが、こうした言説の情報源がどこに求められ、またどのように認知し得るのかという点はまた不明である。例えば法律専門家の言説の場

合、「一定の法律学の訓練を経過し、法律関係の仕事に関わる」など、ある程度の共通条件で情報を基準化出来る（つまり従来の法情報学）。それに対して、「一般人」の場合、個人の司法経験や情報収集・理解の範囲によって法情報の中身が変わるかもしれない。科学者と一般人の情報収集を検討する科学コミュニケーションの研究によれば、日常の情報収集は親戚、友人など人間関係のネットワーク（personal communication）に依存する傾向が見られるが、研究者の情報収集は論点を中心とした実証可能なデータなどを重視するようである³³。従って、両者はまったく異なる思考様式であり、一般人の言説には実証のデータなど科学的な知識より遥かに複雑な「思い」が秘められていることがわかる。同じく専門知として位置付けられる現代法学についても、そうした専門家と一般人による解釈の差異がしばしば指摘されている³⁴。

また、法情報の収集と議論について多くの人が積極的であるとは限らないということがある。第一に、公的な制度形成、つまり政治過程に関わる公的情報としての一面は法情報の社会貢献に繋がるが、近時では、このような政治的情報への無関心が問題視されるようになった。政治的な呼びかけに対する無関心は、選挙の際の投票率の低下という現象の一因として理解されながらも、その背後に社会の構成員における制度に関する情報量が乏しいことや、人々の関心事の中で政治の優先度が低いとも言われてきた³⁵。法情報に関しては、特に立法の情報が議会など政治に関する内容から分離しにくく、したがって大衆による政治情報への無関心は立法情報の利用を影響することが推測されうる。第二に、個人の

³³ 小林傳司『トランス・サイエンスの時代－科学技術と社会をつなぐ』（NTT出版、2007）48－49頁を参照。

³⁴ 例えば、小宮友根はアメリカの法学者キャサリン・マッキノンによる「ボルノグラフィ」の議論を素材として、日常生活における被害概念の多様化とそれに対する法規制の選別過程を論じ、専門家が扱う法概念の限定した射程を示した。小宮友根「【被害】の経験と【自由】の概念のレリヴェアンス」『概念分析の社会学－社会的経験と人間の科学』ナカニシヤ出版（2009）131－155頁を参照。

³⁵ その代表作として、Murray Edelman (1988)、Constructing the political spectacle、University of Chicago Press（法貴良一訳『政治スペクタクルの構築』青弓社（2013））を挙げる。

法経験－例えば当事者として訴訟に参加することや法律相談の利用など－を通じた法情報の獲得する手段は、当該社会文脈に依存する傾向があるとも指摘し得る。地域によって法利用の形態が変わることは従来から伝えられており、訴訟利用が盛んな社会もあれば、個人の裁判経験の少ない環境も見られる。法利用から得られる法情報が、個人とその置かれた環境に左右されるということは、想像しやすい結論である。例えば、裁判所利用と法意識との関係を検討した日米比較研究では、アメリカでは裁判の経験が法制度への一般的な信頼に影響するが、日本ではその影響が殆どみられなかったとされる³⁶。このような研究が示唆するのは、当事者は、法の利用経験があったとしても、法制度全体の評価や他の法に関わる議題を考える際には、その情報を無視する可能性さえあるということである。

以上の2つの点から、法制度に関わる世論の形成を支える法情報収集には、現実の政治・司法活動から離れる一面が覗かれる。facebook や twitter 等個人用のメディアの普及とともに、誰でも発信者になれる現在の情報環境の下では、膨大な法情報が連続的かつ瞬時に形成されることになるだろう。ただ、そうした情報の様態を機械的に分析するのは、本論の目的ではない。なぜなら、法をめぐる複数の発信者・受信者が存在しても、その解釈が立法過程において同じ影響力を持つとは限らないからである。序章で述べた通り、法情報の意義はテキストの内容分析という観点のほか、法情報が使われた「場面」とその位置づけによって定まるといった側面も考えられる。マスコミで公表された情報、個人のソーシャルメディアでの発言、法学の学術論文に書かれた論点など、たとえ同じ内容にしてもその媒介形式の違いによって異なる効果が生まれるかもしれない。『現代社会学事典』によると、コミュニケーションとは、「人間が対人関係の中で互いの意思、感情、思考を伝達しあい、理解しあうこと」であり、従ってコミュニケーション論とは、「情報やメッセージがある人から別の人へと伝達され、その別の人に理解されるというプ

³⁶ 松村良之「裁判所イメージと裁判所経験」松村良之＝村山真維編『法意識と紛争行動』（東京大学出版会、2010）51-72頁を参照。

ロセス」を分析する研究ということである³⁷。その概念を法的コミュニケーションに当てはめようとするのであれば、序章で提示した本論の立場—法情報や法的メッセージの伝達・理解（編集）過程への分析は、法的コミュニケーション論の一部として位置づけることができる。従って、法情報を検討するためには、まず法的コミュニケーションの状況を整理しなければならない。具体的には、まず日本の議論を中心に法的コミュニケーション論の問題状況を確認する。その上で、法をめぐる相互作用の範囲を再構成し、法情報を中心に展開する法的コミュニケーションの位置付けと可能性を論じることにする。

第二節 日本における法的コミュニケーション論の状況

日本の法学にとって、コミュニケーションの観点は新たな試みではない。民法学者・法社会学者である川島武宜が、1960年代に初めてコミュニケーション論を法学に導入してから、1990年代以後法的思考、比較法または（司）法の役割等さまざまな文脈において、法をめぐるコミュニケーション的な側面が言及されるようになった。本節はまず法的コミュニケーションの使用例を整理し、日本における法的コミュニケーション論の重要な議論を紹介し、法的コミュニケーション論は何を問題にして、どのような種類のコミュニケーションを議論してきたかを明らかにする。その整理は、本論が置かれた理論状況を示すことになる。

第一款 「法的コミュニケーション」の類型

日本において、コミュニケーションという表現は90年代以後から社会に浸透してきた。そこには、異文化の交流やメディアの発展など「コミュニケーション」現象に対する社会的関心の高まりが背景としてあった。ルーマンのような一部特定の思想を除いて、「法的コミュニケーション」に関わる論文の多くが90年代以後のものであり、そこでは「コミュニケーション」についての定義がなされないまま、一般的な用語として使われている。つまり、法的コミュニケーションという言葉は、必ずしも専門

³⁷ 『現代社会学事典』弘文社（2012）、453頁を参照。

用語として厳密に使われていたわけではない。そこで、以下、日本における法的コミュニケーション論の特性を検討するため、幾つの使用類型を紹介する。

①通信手段としての「コミュニケーション」

法的コミュニケーションは、法に関わる情報の発信と理解のプロセスを意味する。葛野尋之の「刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーション」では、面会・信書の自由と秘密保護電話の使用（刑事訴訟法39条1項による信書の秘密保護、2項による接見交通制限、3項による接見指定）を被拘禁者と弁護士との法的コミュニケーションとして表現し、つまり通信アクセスの手法が法的コミュニケーションの問題とされる³⁸。

また、北川善太郎は、日本とドイツの法学交流を「コミュニケーション」の課題として認識した。問題視されたのは、日本の法学者が外部の理論（ドイツ法制度や法学）を一方向的に吸収する傾向を象徴とした、日本の情報・学術・文化・思考様式で見られる「外部からの導入を念頭においた一方通行型のコミュニケーション」である³⁹。ここでは、法的コミュニケーションは法学の伝達過程を意味した。コミュニケーションの接触過程や情報の応用状況を通じて、北川の論文は日本法における比較研究の特徴—すなわち、ドイツと日本の政治的な関係に影響される—を提示したものと言える。

②法的思考から見る「コミュニケーション」

ルーマンの法理論を参照し、法解釈学など法律専門家の思考様式を「コミュニケーション」として描写した論文は複数存在する⁴⁰。ルーマンの理

³⁸ 葛野尋之「刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーション」、立命館法学（2004）3号、42-54頁を参照。

³⁹ 北川善太郎「法的コミュニケーションの過去と現在—わたしの解釈」ジュリスト995、55頁を参照。

⁴⁰ 江口厚仁『法的思考様式のアイデンティティをめぐって』法政研究58（4）、『法・自己言及・オートポイエシス』法政研究59（3-4）は、ルーマンのコミュニケーション論における法的な部分を紹介するものである。また、濱野亮「日本の経済社会の法化—法的コミュニケーションの分離という側面について—」（立教法学48号1998）は、「法化の媒介項としてのコミュニケーション」という近代法のプロセスを論じつつ、ルーマンの理論を参照している。

論では、社会システムの構成要素を行為主体ではなく、コミュニケーションと定義する。その狙いは、社会システムの生産を徹底的に動態化する、つまりコミュニケーションが連続的なものであり、社会をオートポイエシスシステムの一類型として描写することである。法システムについては、法に固有の合法・不法コードを利用するコミュニケーション連鎖それ自体が、システム・環境の差異を法システムのアイデンティティとして再生産し、またそれはあくまでも法システムの内的操作を通じてのみ実現可能である、という理解が示された⁴¹。また、ルーマン流の法的コミュニケーション論によれば、法的コミュニケーションは、当該状況が法的に認知され、それを当事者に将来の行為を選択する際に一定の意味を持つこと、つまり規範としての機能が保証されている時にこそ実現可能であるとされた⁴²。

以上のように、法的コミュニケーションには、実際に裁判官や弁護士など法律専門家が行う法的推論を背景に有意義な情報の選択をすることと、当該状況が合法か不法かを具体的な法規範に従って判断すること、という二つの側面が含まれている。そうした法的コミュニケーションは、複数の主体間のコミュニケーション過程といった通常のコミュニケーション概念から少し離れており、法律家内部の議論で成立し得るものである。そうした議論は法学的方法論あるいは法学的組織論、とくに法学という学問の性格を理解するためには有用であると言えるだろう。

③社会構成員の法使用 司法的コミュニケーションと立法のコミュニケーション

2001年の司法制度改革では、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」、「国民の司法参加」の理念が提示され、そこでは、司法に対する市民の理解を促進するが意図された。なかでも、被害者参加や裁判員制度の導入など法廷で素人の意見はより直接に反映されるようになり、法学のみならず、他分野からも司法のコミュニケーション行為に関心が寄せられており、そこでは「法的コミュニケーション」という用語がしばしば使われている。

⁴¹ 江口厚仁「法・自己言及・オートポイエシス」法政研究59(3-4)、404頁を参照。

⁴² 同上

例えば、憲法学者である大石和彦は「司法の国民参加」をめぐる憲法問題」一文で「法的コミュニケーション」を言及しており、「一般の社会構成員と専門家との間に対等な『合意』」という法的コミュニケーションの目標を提唱した⁴³。そして、裁判員制度に関する論文において、専門家と一般社会構成員との関係性という視点からも「法的コミュニケーション」について言及している。社会心理学者の杉森伸吉は、裁判官と裁判員が「対等」の立場で評議に参加し、そこでの「相互コミュニケーション」を通じた「協働」の中で法的判断を行うべきと論じた。彼は、裁判員制度の導入を、ジフ構造型の専門化社会からフラット型社会へ、つまり一部の人間に高度な機能を分化させた専門家システムによる司法から、市民倫理を判決に反映させた社会応答的な司法への移行である、と理解していた。そのなかでも、法的コミュニケーションの概念は、「①自分の専門さえこなしていれば、社会貢献になるという視野狭い思い込み②権威や権力を振りかざす、③自己防衛や自己利益追求の優先 ④生身の人間への配慮の希薄化」という「専門化社会のブラックホール」の現象を批判し、「専門家と非専門家の地位格差を前提とした、上意下達の一方的コミュニケーションから関係の対等性を前提とした両方向的コミュニケーションへの変容」を図った⁴⁴。

以上のように社会構成員の司法参加を検討する際に、個人や集団の意思決定における心理学や言語学の知見を活用し、円滑なコミュニケーションを促進するということは、裁判官と裁判員における知識背景、事件情報への処理、発話用語、推論形式の異質性（理性・言語中心－感性や情報中心主義）を解明し、市民による司法参加の可能性を探ることである。

また、社会構成員の法理解を積極的に評価するのは、斎藤民徒が紹介した「立法としてのコミュニケーション」である。斎藤の理論は、オランダのテイルルブルグ大学の willem J. Witteveen らが提唱した議論を

⁴³ 大石和彦「『国民の司法参加』をめぐる憲法問題—司法制度改革審議会「最終意見書」を受けて—」白鷗法学（2001）、147－148頁を参照。

⁴⁴ 杉森伸吉「裁判員制における市民－専門家の異質性の融和」法と心理（2002）、32頁を参照。

紹介し、人の行動を方向づけるタイプ (instrumental) と構成員を納得させるタイプ (communicative) という二つの立法パターンを指摘した。そこでは、一方的な命令と強制に基づく立法を「道具的な立法」と呼び、行政・裁判官・検察等公的機関の構成員以外に、社会团体や市民との対話を通じて社会の協力を喚起する立法を「コミュニケーション立法」とされる。「コミュニケーション立法」は特に「ソフトロー」や「シンボリック立法」として、社会にとって重要な価値のスローガン—例えば「平等」「環境保護」—提示し、解釈の余地を残しながら法規範として定められる。その効果は、シンボリック規範を認知したうえ、一定の法に意味を与える解釈共同体を形成し、メンバー相互のコミュニケーションが促進される。従って、法が提供する概念枠組によって、市民の自発的法実現が予想される⁴⁵。

以上のような法的コミュニケーションの議論は、双方向的コミュニケーションへの転換を目指し、学際的な研究が積極的に促進するものである。ただし、コミュニケーションは本当によいものなのか。ここでコミュニケーションは、司法民主化の動向とともに、「科学的」で「民主的」な知識の伝達による合理的社会において必要とされているが、そうした価値判断の正当性について言及したものは少ない⁴⁶。

以上の整理から分かるように、日本の学術研究で用いられている法的コミュニケーションという言葉は多義的である。①情報収集、②専門家の法解釈、③一般人の法使用それぞれ異なる意味であるにも関わらず、同じ法的コミュニケーションという表現が用いられている。とくに、①と③はコミュニケーションの過程に焦点を当てているのに対して、②の議論は法律家（受け手）が情報を如何に選別、理解しているのかというプロセスに着目している。

さらに、同じく法学内部の議論であるが、①は法をめぐる情報・理論

⁴⁵ 斎藤民徒「立法を通じたコミュニケーション—ソフトロー研究における意義と課題—」ソフトロー研究第5号（2006）、141-146頁を参照。

⁴⁶ 思想史の立場から法的コミュニケーションにおける価値判断を論じたのは菅原寧格『『正しさ』の伝達可能性—ウェーバーとヤスパースの議論を手がかりに』『公共空間における個の自律』（風行社、2009）201-240頁。

の収集と発信のプロセスを重視しているのに対して、②では法学の方法論的な性質が強い上、概ね法律家（司法中心）の特徴を説明する概念装置としてコミュニケーションが用いられている。そして、③からは、非専門家と専門家とのコミュニケーションを円滑に行う対策が提示されてはいるものの、法システムの信頼を維持するという意図が見え隠れする。

ただし、以上は、現在の日本における「法的コミュニケーション」に関わる課題の分布を整理したにすぎない。いずれも「法的コミュニケーション」を主題として論じたわけでもないため、そこから「法的コミュニケーション」論の展開経緯を厳密に捉えることはできない。従って、以下では改めて法的コミュニケーションを理論的に考察した川島武宜や田中成明の理論を精査し、既存の「法的コミュニケーション論」の到達と問題点を検討する。

第二款 社会統制としての早期コミュニケーション論—川島の試み

川島は1964年に知識人向けの一般教養誌「思想」に『法的過程におけるコミュニケーション—法律学と法社会学の接点』（479号）、『法的コミュニケーションにおける記号的技術—法律学の対象に焦点をおいて』（481号）法的コミュニケーション論に関する二本の論文を公表した。管見の限り、日本ではこれらの論文において、はじめて「法的コミュニケーション」という言葉が用いられており（川島は「コミュニケーション」と表記している）、これらが、法（司法）におけるコミュニケーションの性質を検討した資料であると言えそうである。

川島著作集第3巻所収の、「法的過程におけるコミュニケーション—法律学と法社会学の接点—」論文は、川島が当時社会科学の「方法論的進歩やその研究成果」を既存の法律学に応用しようという問題意識から出発し、法現象とくに裁判現象の分析法を再構成したものである。そして、それに続く「法的コミュニケーションにおける記号的技術—法律学の対象に焦点をおいて」は、法的コミュニケーションの分類、各自の機能と法的構成について論じられている。晩年の川島自身は、この二つの論文に関して、「裁判規範の法社会学的研究について一つの新しいアプローチを見出したのであり、これを枢軸とする法社会学の理論を構想し始めていた」と述べ、「その後の私の研究にとっては、法律学についても、

法社会学についても、一つの基本的な出発点になったのである」と位置づけている⁴⁷。日本における法的コミュニケーション論は法学者が法学の社会学的な性質、つまり非法学の観点を援用し司法の言説を分析する際に生まれてきた産物と言える。

それらの論文では、法的コミュニケーションをいかに定義していたのか。川島は、論文「法的過程におけるコミュニケーション—法律学と法社会学の接点」で、「法におけるコミュニケーション」を法現象—『法』と呼ばれる社会過程の側面—の分析アプローチとして、法学の分析に導入した。そこで『法』と呼ばれる社会過程は、相手に方向づける意味の持つ行為を発すること（「サンクション」）、その行為を記号化し、伝達する社会統制のことを意味する⁴⁸。法と呼ばれる社会統制は政治権力による規制（「肉体的サンクション」）という形で、一定の規準にしたがって、特定の主体になされるものと定義された⁴⁹。

川島の法的コミュニケーション概念は、「法律学ないし法解釈学」への貢献を強く意識したものである⁵⁰。「法解釈学の興味の対象ならびにその性質を明らかにするためには、まず法的過程における全てのコミュニケーションを概観し、法解釈学の研究対象をその中に位置づけておくことが必要である」と法解釈学との関係を説明し⁵¹、法解釈を「サンクション決定（裁判）をめぐる言語的コミュニケーション」という法的過程における一部特殊なものとされる。「サンクション」のような行動を表現する用語で法システムを説明する所から、「歴史的・社会的・文化的背景をもち、それらの関係において相互に異なる意味ないし異なるニュアンス（特にそれに伴う叙情的反応）」を排除する法学の科学化という川島の意図を感じ取ることもできる。

では、具体的にどのようなコミュニケーションが法解釈の作業に含ま

⁴⁷ 川島武宜『川島武宜著作集』第3巻（岩波書店、1982）402頁を参照

⁴⁸ 川島武宜「法的過程におけるコミュニケーション—法律学と法社会学の接点」『川島武宜著作集』第6巻（岩波書店、1982）101－102頁を参照。

⁴⁹ 前注48、103頁を参照。

⁵⁰ 前注48、99頁を参照。

⁵¹ 前注48、106頁を参照。

れているのだろうか。川島はその受け手と内容を規準に、「規準のコミュニケーション」、「理由づけのコミュニケーション」、「先例のコミュニケーション」という、三つの類型に分けて論じていた。その概要は以下のとおりである。

①「規準のコミュニケーション」とは、裁判の判断基準とされるべきものを伝達する過程である。従来の法律学では「法源」と呼ばれるものがあるが、「規準のコミュニケーション」が問題にしたのはその法源が含まれた内容を誰に、どのように伝達するのかという過程である。そして、川島によれば、「規準のコミュニケーション」には、さらにその受け手の違いによって、「決定者(裁判官)に対するもの」と「当該法的集団の構成員に対するもの」と二つのものを区別できるという。次に、「理由づけのコミュニケーション」とは、法的決定(裁判)がこの要請に準拠してなされたものであることを説明的に伝達することである。その上で、「理由づけのコミュニケーション」の機能は、裁判の決定による「法的サンクション」を正当化することであり、「法的社会統制にとって、重要な意義を有する」とされる⁵²。最後に、「先例のコミュニケーション」は、将来の事件に対し同種の過去の決定を参照すべきいわゆる先例としての決定規準を裁判において伝達されるというコミュニケーションのことを指す⁵³。「先例のコミュニケーション」と「理由づけのコミュニケーション」とは異なり、前者は同じ種類の事件に対して同じ種類の決定ができるかという後の法的決定との整合性に関係しているが、後者は具体的な案件に対する裁判の根拠づけを分析する概念である。

法律家(裁判官)の法解釈作業以外にも、川島は非法律家の法理解についても言及している。川島は、裁判官と一般構成員に向けた法的コミュニケーションを峻別し、次のように両者のずれを描写していた⁵⁴。

「このコミュニケーションは、一般社会人に対するものとしては、

⁵² 川島武宜「法的コミュニケーションにおける記号的技術—法律学の対象に焦点を置いて」『川島武宜著作集』第6巻(岩波書店、1982)163頁を参照。

⁵³ 前注52、174頁を参照。

⁵⁴ 前注52、146-147頁を参照。

なるべく一般社会人にとってわかりやすいことばで構成されることが望ましい。しかし、このような要請をみたすことは、必ずしも法的決定者（特に裁判官）に対するコミュニケーションとしての機能にとって、望ましいものであるとは限らないのみか、むしろしばしばその反対である。裁判による社会統制を効果的に制御したいという必要ないし要請にとっては、決定規準は、一義的な明確な意味を持つことばで伝達されることが必要であるのに、一般社会人にとってわかりやすい日常用語の意味は、多義的で不明確であることを免れないからである。その結果、裁判官へのコミュニケーションという機能に何らかの重点をおく社会では、一般日常用語から分離された特殊の技術用語としての法律用語が「構成」されるに至る」

以上の論述は、法律用語の技術性から一般の社会構成員が感じた法の「分かりにくさ」を説明している。それは、言葉の形式問題ではなく、専門家と市民といった異なる受け手による理解過程の違いである。専門用語（川島はこれを「記号」と表現）—人工的に意味を限定する分析道具によって、一義的かつ明確な法的分析ができることになる。ただし、その法的分析を支えるため、一定の特殊な訓練（法技術）が必要とされる。一方で、もし分かりやすさを求めることになると、「それらの記号は日常用語のもつ種々の意味やニュアンスや連想や情動的反応を伴い、しばしば一義的且つ明確なコミュニケーションおよび論理的思考の妨げとなり、無用の混乱を生ぜしめる」⁵⁵ことになる、と川島は指摘した。

以上の川島のコミュニケーション論をどのように評価することができるのか、現在の法的コミュニケーション論にどのような貢献を果たしたのか。その意義について、本論は以下の三点から論じたい。

第一には、川島のコミュニケーション論は法学分析の領域開拓を意図するものである。川島の法的コミュニケーション論は、①裁判の審理過程において裁判の当事者や参加者（弁護士、裁判官、補助作業のスタッフなど）が発した言語的な行為とのか、②弁護・判決で見られる論証いわゆる法解釈のこと、二つの研究対象を想定しているように思われる。

⁵⁵ 前注52、149頁を参照。

そこから分かるのは、法解釈の内容（条文間・先例との整合性）だけに注目するのではなく、法解釈はどのように行われるのか、社会的行為としての法を捉え直した。従って、川島の議論は、コミュニケーションという分析概念によって、社会学・心理学など「外部」のアプローチを兼用し、法学研究の領域拡大—その後の法社会学という学問の発展に貢献したという点で評価されなければならない。

第二には、方法論上の拡張に対して、ことばの技術を検討の中心とする川島の議論は、あくまで限定的に法的コミュニケーションを使っている。その特徴は、社会統制といった一般的な機能を持ちながら、法律学の作業は日常用語を排除した特殊な解釈作業であるという川島の診断から得られる。川島のコミュニケーション論の射程は、本人が強調した裁判理論というキーワードと関係している。裁判は、制定法、条理等一定の規準の存在を予め前提としているが、法解釈を行うのは専門家の作業であり、非専門家の言説は意見や心情等非法学的なものとしてしか認定されていないとされる。従って、川島の「裁判」では、受け手の違いがそのまま維持されているので、両者の差異が強調されやすくなる。川島が提示した社会統制としてのコミュニケーションに関して、参加者の対等な関係が理念的に含まれていたとしても、専門家と一般人の差異が必ずしも縮むわけではない。その背後には、法学者と構成員それぞれ認知パターン、カテゴリーを固定化してしまう側面さえあるように思われる。

第三に、川島の理論は日本法学のもつ社会的優位を反映するものである。アクセスの側面に着目すると、2000年以後の司法コミュニケーション論と一線を画しており、法学者から一般社会構成員への一方通行的な情報伝達が前提とされている。他の論文では、彼が、実際の立法を論じる際に、世論（調査）への非難を行い、法律学の教養化を求めている見解も散見された⁵⁶。それは、両方の対等的なコミュニケーションを選ぶより、川島が法学（者）自身の社会的想像力、つまり個人の能力に期待していた。受け手の特徴については言及されたものの、皮肉なことに川島のコミュニケーション論において法律家以外の構成員は直接議論に参

⁵⁶ 川島武宜「家族法の立法過程における法律家の役割」『川島武宜著作集』第6巻（岩波書店、1982）304-337頁を参照。

加することができない。ここで、社会構成員と法律家とのコミュニケーションは法廷という特定の場合に限定され、法律家の解釈を介した間接的なものにすぎない。

第三款 田中成明の法的空間論

田中成明は強制的命令システムという従来の法に対する考えから、法の機能について、「日常社会生活における法の第一次的な機能は、国家の権力行使と直接結びつかない社会レベルにおいて、私人相互の自主的活動を促進するための枠組と指針を提供する」⁵⁷という意味でのコミュニケーション論を中心した法の機能理解の視座転換を提唱していた。そこでの法的コミュニケーションは、「法というものを、法的議論を典型とする法実践を背景的条件として、自主的な交渉や理性的な議論によって他人との相互関係を調整するフォーラム」⁵⁸ということになる。

田中モデルにおける法的コミュニケーションでは、「法律専門家だけではなく一般の人々の間でもリーガリズムが内的視点から共有されている知的地平においてはじめて、法的議論の合理性・正当性基準を論じることが政治的社会的にも意味をもつ」⁵⁹として、認知的なレベルにおける法的議論と日常認識の連動を求めている。法的コミュニケーションにおいては、各議論領域の参加者を相互に承認・受容した上で、一定の制度設計（手続面と対象面）の上で、法をめぐる背景的な「共通観点」（合意）を形成することによって議論の質を維持することが必要とされる⁶⁰。

田中の法的コミュニケーションモデルを参照すると、現代社会における法的コミュニケーションの幾つかの特徴が見えてくる。第一に、裁判外での法的議論・交渉など非制度的次元で行われる法的議論が活性化し、

⁵⁷ 田中成明『現代法理学』（有斐閣、2011）、50頁を参照。

⁵⁸ ここで引用した定義は、田中成明『法的空間：強制と合意の狭間で』（東京大学出版会（1993）の第一章「法をどうみるか」に依拠している。その後、田中は「議論フォーラム」から「議論・交渉フォーラム」への変更など議論の修正を重ねているが、日常社会の法意識を法システムの議論に取り込むという発想に変わりはない。田中理論の変化に関しては、前注57の第1章、第11章と第15章を参照。

⁵⁹ 前注57・57-58頁を参照。

⁶⁰ 前注57・362-372頁を参照。

それが制度的次元（とくに裁判）での判断—たとえば60-70年代の公害訴訟判決における政策性—にも大きな影響を及ぼす可能性が理論的に論じられるようになったことである。その結果、公権力または専門家言説のみに焦点に当てる従来の強制的サンクションモデルと違って、当事者も含む一般の社会構成員における法をめぐる議論の領域も法学研究の対象になりうる⁶¹。第二に、法的コミュニケーションに関して、議論の質を維持する意味で法の理念や手続に関する理解を求めるべきだとされる。ここでは実践生活における合理的な判断⁶²を参考にして、それぞれの法的議論の領域における社会認識の解明が重要な役割を担うことになる。

以上のように、田中による法的コミュニケーションの構想は、法学知識の枠組を横断して、法的議論の統合機能の実現のために法の意味を総合的に考察するところに重要なポイントがある。だが、これと並んで注目すべきは、裁判官や法学者など法律専門家が、個人による法的議論への介入について積極的に理解することによって、認知的なレベルにおける法と日常社会の距離を縮める点にある。田中モデルは、1960-70年代の政策志向訴訟の出現を意識し、裁判官など法律専門家の思考様式を社会効果（政策形成）への重視によって修正し、司法の紛争処理より拡大した社会機能を実現しようとしたものである。こうした解決によって、確かに法律専門家のバランス感覚に依存するものから、参加者の多元性を保障することによって法律専門家中心の構造が改善されたかのように見えなくもない。

⁶¹ 田中モデルにおける法的議論の広い射程は、法学における紛争処理の研究に有力な方法論的基礎を提供するものと見られる。例えば、和田仁孝・太田勝造など『交渉と紛争処理』（日本評論社、2002）第9章参照。

⁶² 田中モデルにおいては、アリストテレスの知の見方を参照しながら、法学は専門知識の枠に根拠する「理論知（episteme）」ではなく、現実の事情による明確する「実践知＝賢慮（phronesis）」に関わる学問領域として位置づけされる（前注57、366頁）。法的議論も、単なる演繹による論証ではなく、合理的な議論による具体的な紛争解決に関わるものとされる。その議論による合理性は、また熟議民主主義（deliberative democracy）とも重なり、すなわち公的事項をめぐる社会一般構成員の理性的な議論による意思決定を重視する具体的制度設計にも繋がっている。

ただ、田中のモデルでは、法律専門家と一般人 (layman) との間のコミュニケーションの可能性に対する見方が楽観的にすぎるかもしれない。こうした考え方は、裁判を法的コミュニケーションの具体的なイメージとする捉え方に関連している。いうまでもなく、従来の法に関わる議論とは、裁判という特殊な空間における、専門訓練に基づく事実の認定と条文の演繹を中心とするものであった。しかしながら、たとえば、第2部で検討対象として取り上げた公訴時効改正のような近時の刑事立法では裁判外の法言説がマスコミなどの媒介を通して活発に議論され、その際に感情 (sentiments) ないし情念 (passions) の契機が法改正への関心を喚起するように、社会動員を果たした側面がある。そして、法改正における感情による問題提起が成立していたとすれば、そのような感情に関わる議論が法的な問題としていかに再構成されたのか、も重要な問題である。というのも、単に関係者の利益配分といった事実の差異ではなく、感情という論理からの秩序理解に関わるからである。従って、田中モデルにおける法的コミュニケーションでは、法的議論の合理性を重視する反面、実際の議論領域で見られる多様な法言説を排除してしまう恐れがある。「実践知」としての法的議論によれば、法律専門家の解釈活動という法的な思考は、一般社会に対する説得力があることが想定されている。しかし、「感情立法」のような立法過程における専門性と日常性との衝突の形で現れる法認識の差異については、田中のモデルからは説明しきれないと思われる。

結局、田中のモデルから見る法的コミュニケーションは二つの効果をもたらす。第一に、この説に従えば法律専門家の影響力が拡大するという点、第二に、裁判以外の紛争解決まで司法システムの射程に入れるという点である。この種のモデルは、法というシステムがなぜ必要とされるか、すなわち法学専門性の社会的背景についての理論的な検討が十分展開されていない。

上述のように、日本では法的コミュニケーションをめぐる言説は多様である。ただ、そのなか、外部的な視点から法的コミュニケーションは法学あるいは法システム自身の営みを反省するといった発想は共通している。コミュニケーションという用語は法学本来のものではなく、

他分野（心理学や社会学）のものである。相対的に法学以外の知識・学問の引用が多く見られ、そういう点が法的コミュニケーション論の特徴であった。このことは、逆に、法的コミュニケーションの議論は法学の教養を前提としないということも意味する。法学の教養を前提としないというは、必ずしも既存の制定法や法学の知識に沿って議論が展開されるのではなく、例えば当事者が一般の社会構成員が自分の経験で法現象・法制度を語ることも法的コミュニケーションになり得るということである。

ただ、その反省はまだ限定的なものにとどまる。というのは、まずコミュニケーションという概念は特定のイデオロギー性が織り込まれ、民主社会における市民参加、言論の多元性、また平等に対する信奉である。問題は、法治の理念として「言論自由」や「多様な言説空間の保障」を常に前提とした法的言説と、そうした法的言説を生産する法律家の事実上の主導はどのように理解されるべきだろう。これまで、法におけるコミュニケーションの議論では、コミュニケーション能力の差異についての現象的な論述が見られるが、日本の法律学の特徴との関係についてはまだ論じていないと思われる。これまでの法的コミュニケーション、法律推論、裁判法執行など、これらはいずれも司法の文脈で議論されてきたものである。確かに田中成明は、近年の立法動向を背景にしながら、司法中心のモデルが唯一の法的コミュニケーションではないことを認め、「裁判（判決）中心の司法的紛争解決システムの制度的対応能力の限界」を意識し、「立法レベルの交渉なども（法的）視野に入れる」と論じている⁶³。だが、上述の論述は司法外の法的コミュニケーションについての関連現象を提示したが、どのような実践状況が想定され、そこで法言説はどのような役割を果たしているかといった問いに関する解答はまだ提示されていない。

第三節 法的コミュニケーションの再考

法的コミュニケーション論はいったいどこから出発しうるだろうか。

⁶³ 平野仁彦＝亀本洋＝川濱昇『現代法の変容』（有斐閣、2013）40－41頁を参照。

本論はまた先行研究と同じく、法言説の形成、すなわち法をめぐる言語使用の相互作用を議論するアプローチを法的コミュニケーションとして扱う。

こうした相互作用とは、どんな個人の行動でも、彼・彼女が属する社会の構造に影響されているという立場であり、いかなる社会の制度においても運用者である個人の選択によって再構成される可能性があるということの意味する。こうした分析のアプローチは、社会学の草創期から意識されていた。例えば、社会学の創始者の一人であるジンメルは、構造と個人アプローチそれぞれ分析上の不完全を問題視し、社会現象の分析に関する相互作用のモデルを提唱してきた。プロセスに注目することによって、個人がどのように「社会」を理解し、また社会がどのように形成される、両方を観察することができる、とジンメルは考えていた⁶⁴。

ジンメルの影響を受けたアメリカの社会心理学者ミードは、1925年の論文「自我の発生と社会的統制」において、さらに相互作用に関する分析の枠組を具体化した。その論文の論点を整理すると、相互作用のモデルについて以下のように理解することができる。第一に、数人の協力で成り立つ行動を「社会的行動」と呼び、そのような行動が働きかける対象を「社会的対象」と呼ぶことができる。第二に、この「社会的対象」は多くの違った個人のそれぞれの異なった行為に対して応える性格を持つ。「社会的対象」はそれと関わる個人の行動が、もう一人別の個人にとってははっきり見えている場合にしか成立しない。例えば、ある人が「財産」を持っていて、その財産が他の人にとってどういう意味を持ち、どう関わり合うのかを理解したときに初めて、その「財産」は「社会的対象」となる。第三に、「自我」は、ある個人が自分以外の他人の役割を想像できるときに、初めて発生する。自分以外のメンバーがどのような行動をするかの傾向を知り、また自分がどのように行動すれば他のメンバーによって「正しい」と見なされるかも知っている。そのときに、「自我」は自分にとって一つの「社会的対象」となる。第四に、相手からある種の反応を引き出すために使われた「音声をとまなう身振り」が、人間集

⁶⁴ Georg Simmel (1917), *Grundfragen der Soziologie* = 居安正訳『社会学の根本問題』（世界思想社、2004）28-32頁を参照。

団に共有されるようになると、それは社会のメンバーにとって共通の意味を持つ「象徴」となる。身振りが「自覚された意味を持つ象徴」まで高まると、それは「社会的対象」として一定の広さの社会集団を組織することができる。個人が他人と協力して行うことについて、自分以外の個人の役割をも考慮して、お互いに行動を統制するようになる。このような「社会的対象」の範囲を更新し広げることで、社会性の獲得に繋がって行くことになる⁶⁵。

以上の相互作用の観点を踏まえて、法的コミュニケーションに対していくつかの論点を提示しよう。

①「法」は、法的判断者（認識主体）の〈外〉に客観的に実在する存在—例えば条文、裁判所、法律専門家など現象—であるとしても、〈個別の判断による法（法イメージ）の形成〉という、認知的側面もあるように思われる。もし法を社会的な構築物とすれば、社会における法制度や法律学の位置づけが問題になるだろう。

②法的判断者は、共通の儀礼を通じて、法に対する認識を統合する。そのような共通の部分は、「象徴」と呼ばれ、社会における法の意義を示す機能ができる。そうであるとすれば、象徴の構造をどのようなものとして把握し、あるいは構想するかが分析の要となりうる。

③法と個人の関係が法(司法)へのアクセスの過程と捉えられる一方、法への学習・理解する行為自体と産物も法的コミュニケーションの一部である。その中で、法と法でないものをどのように区別するのかということで、常に確認の作業に追われている。つまり法学の特性が法的コミュニケーションにおける「法的なもの」の認識から再定義できるになる。

⁶⁵ Mead, G. H. (1924-1925) *The genesis of the self and social control*, International Journal of Ethics (35), 251-277、日本語訳は船津衛／徳川直人（編訳）『自我の発生と社会的コントロール』『社会的自我』（恒星社厚生閣、1991）を参照。上述のようなミードの社会観は、以後のアメリカ社会学に絶大な影響力を見せた。1970-1980年代法の象徴機能を本格に論じたシンボリック相互作用論の研究者 Joseph R. Gusfield も、ミードの方法論の延長線で法の社会意味を論じていた。70年代のシンボリック相互作用論の発展に関しては、船津衛『シンボリック相互作用論』（恒星社厚生閣、1976）10頁を参照。

第一款 司法離れの「法」秩序

こうした相互作用の観点から、まず上述の論点①に関連して考察したいと思う。すなわち、法を観察する際に、司法を中心に考えてきた法使用をめぐるアプローチは果たして妥当なのか、という問いである。

第一に、直接的な法制度利用より、法情報への接触はより日常空間に行われる。なぜなら、日本の場合、裁判所を経験するまたは法律専門家と相談するのはごく一部の人の特殊の経験である。直接的に法制度を利用する（以下は法利用という）以外に、社会の構成員が情報媒介を通じて制度の内容を知り、法改正の動向を把握することは少なくない。つまり、日本社会では法制度の低利用率、あるいは訴訟経験者が少数にとどまっていることから、法に関わる認識の獲得は法利用という行動レベルより、メディアなどを通じて現れる法に関する情報が現実の（国家）法秩序を理解する上での重要なリソースになっている。

弁護士と依頼人の相談にしても、法廷上の事実認定にしても、そこでの共通した作業は既存の法的要件から抽出した論点（トピック）を構成し、有意義な事実を選択していくことである。こうした法的なストーリーの作成は、実は長年に渡る法学教育と実務経験によるものである。特に、法制度の利用行動における法的コミュニケーションは、法学教育と実務の背景を持つ法律専門家が多く参与することによって、法的なストーリーに有利な方向へと流れる傾向にあるということは、日本でも検証されている⁶⁶。こうした研究を情報形成の観点から見ると、法情報は議論の文脈に大きく依存していることが読み取れる。すると、司法以外の法

⁶⁶ ここで問題されるのは、誰でも法に関わる議題を語ることができるかということである。当事者の声を反映すべきという理念の下で裁判員裁判の制度は設計されたが、当事者の声が問題なく聞かれているかという点はまた別の問題である。社会学の理論アプローチから当事者言説の伝達問題を検討したものとしては、小宮友根「法的推論と常識的知識」人文学報・社会学（46）、63-66頁、また、こうした研究を概観した論文として小宮「『法廷秩序』研究の意義について」（法社会学66、162-86）を挙げることもできる。また、法言説の構造研究では、法専門家の解釈が当事者言説を抑圧する裁判の側面を検証した研究も存在する。日本の刑事裁判に関しては、小野坂弘「日本の刑事裁判における事実認定論の批判的考察」法政理論35巻（1～3）を参照。

に関わるコミュニケーションが存在すれば、理論的に司法以外の情報源から法情報を構築することも不可能ではない。

第二に、法秩序に対する社会構成員のイメージは司法制度の評価からのみ形成されるわけではない。すでに言及したように、法廷、立法審議など法的な「儀礼」とそこで行う行動が正しいものか否かは、より大きな当時の社会的表象空間に照らして判定される。この社会的表象空間は、法律あるいは法システム構造の背景として長期にわたって継続し、人々の理解と反応を限定していくものと言わねばならない。既存の法意識調査では、こうした理論を支える知見が存在する。松村良之の法意識研究では、裁判経験と法意識の相関を検討した結果、「日本人は、裁判所を経験することによって、上記（経験した裁判所－著者注）の裁判所への支持に非常に顕著な変化を生じさせることがある。しかし、裁判所の経験は裁判所に対する心理的障壁を殆ど変化させないし、法意識一般（特にその基底となる権利意識、遵法精神など）への影響はほとんど見られない」という⁶⁷。松村はまた、その現象を「法意識の独立変数として長期にわたる政治的社会とその解釈が正しいとしたら、単なる訴訟、弁護士の利用など特定の紛争処理場面だけが法の儀礼空間なのではない」と指摘した⁶⁸。何にせよ、法制度の内容から法システムの目的までについて多くの人々の間に広がっている理解、これも法現象のうちである。

第三に、行動規範の一種として法をみる場合、認知レベルでは法と他の秩序構造とを区別しにくい。法の理解の研究は、社会の構成員の法感情及び法意識を対象とする場合が多い。その場合、感情また意識に関する研究は、現在の学問領域では心理学または人類学に属する概念であり、法意識あるいは理解はこうした意識研究の一例に過ぎない⁶⁹。こうした社会心理学のアプローチには、制定された法とまったく接触しなくとも、どのように他人の行動が判断されるべきか、といった人間の直感的な規

⁶⁷ 松村良之＝村山真維『法意識と紛争行動』（東京大学出版会、2010）、71頁を参照。

⁶⁸ 前注67・松村、71頁を参照。

⁶⁹ 法または法の関連概念に関する研究は、近年社会心理学の立場から法のあり方を検討するスタンスも法社会学の領域に盛り上がっている。また学際的な共同研究も注目されている。

範意識も含まれる。もしそのような心理的な基盤から法制度を作るとすれば、その場合の法律の実質は別のルールとなり、「法律」はただの名称にすぎないことになる。そうすると、社会心理学の観点による規範（法）意識は、法への服従に導く可能性があるとしても、既存の法制度の構成と違う次元にあることに注意すべきである。法という現象の意味を解明する際に、単なる行動的側面、特に個人の紛争処理の戦略から見ると、実際の日常生活における法とその他の規範との使いわけを説明しきれなくなる。

以上の考察から分かるように、認知的な側面においては、法は様々な領域に関連する複雑な現象である。従って、実際に、法情報の内容には司法活動の実践をめぐる情報以外のメッセージも入れ込む可能性がある。

第二款 象徴としての法言説

司法から離れた法のイメージを確認した上で、次に法秩序をいかに観察できるのかという点に関わる論点②について検討する。また、論点②の課題を兼ねて、法イメージとその機能についても検討を加える。それは法の受け手問題、つまり誰がどのような法イメージを持ち、またそのような法イメージがいかに法の形成・適用に影響を与えるかという点が、ここでの課題である。法のイメージに関しては、法の象徴機能といった先行理論がある。ここでは、その知見を参照しながら検討を進める。

周知のように、社会の象徴は、社会事実の認識問題として、社会学の基本問題といっても過言ではない⁷⁰。同様に、法の象徴性については、多くの異なった分野の観察者たちが極めて多様な問題関心から言及している。本論の関心から、まず日本の研究者が法の象徴機能をいかに理解

⁷⁰ 象徴的なもの、あるいはイメージというのは、人文科学における伝統的な問題であり、それ故必ずしも一時流行のテーマというものではない。ここでの象徴とは、世界を了解する形式を指すことにある。それは知的生産の成果（知識など）であり、感覚的な認知（感情の言説、例えば芸術表現）とも指す。社会学の視点で象徴の相互作用は、社会をいかに再現するというプロセスに沿って認識される。消費社会、とくに消費化されたメディア環境と象徴の生産については、ベルナル・スティグレル『象徴の貧困－ハイパーインダストリアル時代』（新評論、2006）第1章。

したのかという点について、日本における法システムの象徴機能をめぐる研究状況から確認する。

日本で法の象徴的機能に関する検討は、1980年後期から行われている。1988年10月明治大学で行われたシンポジウム「日米における法の象徴的機能の比較」では、象徴的機能の概念の創始者である Joseph R. Gusfieldha がアメリカの象徴的機能研究に関して“The Symbolic Order and Legal Control of Alcohol in the United States”について報告をしており、それに対して千葉正志は“A Glimpse at the Symbolic Function of Japanese Law”といった題名で日本法(学)における象徴機能の考えを示している。千葉によると⁷¹、法と象徴との問題は三つの次元に分けられるという。それらは、①「『象徴』それ自体の性質を探究するものである、つまり文化的現象とりわけ法の属性としての象徴とは何であるかを一般的に探究するものである」、②「何が法をシンボライズするのか、換言すれば、法を表現するための社会における文化的手段すなわち法のシンボルを問うものである」、③「法が何をシンボライズするのかという問題で、これは社会において特に法が象徴する文化的連想観念である」⁷²。このなかで、千葉は、①が記号論分野の問題であると考え、②③こそが法のシンボリック理論の中心課題になると主張した。特に、③の課題は法文化研究の一環として考え、天皇制や政教分離などの制度における現代社会の統合を象徴する法の意味を指摘している⁷³。このように、千葉の法的象徴機能論は、文化人類学の観点から象徴を法文化の結果あるいは表現形式として捉えている。そこで、千葉は当該社会(日本)「法は何を象徴したか」という問いに答えようとしたが、「法の象徴は誰に、いかに形成されてきたか」という象徴機能の発展・変容(ある意味法使用の当事者視点でもある)に関しては不十分な検討にとどまっている。

以上のように、日本で法の象徴的機能への関心は、法文化論の延長線

⁷¹ 千葉正志『法文化のフロンティア』(成文堂、1991)、第1章「現代日本法の象徴的機能」を参照。

⁷² 前注71・千葉、14頁を参照。

⁷³ 前注71・千葉、24-28頁を参照。

上に置かれていたが⁷⁴、70年代に現れた公害訴訟など訴訟型法運動においては、運動側（原告側）の戦略の一つとしても注目されるようになっている。このことは、法の象徴的機能の運用面についての検討を行おうとする動向である。以下では、まず日本の先行研究である神長百合子の法的象徴機能論を簡潔に紹介することにしたい。

神長百合子の『法の象徴的機能と社会変革—日系アメリカ人の再審請求運動』は、日本の法社会学的な研究として、象徴機能を理論的基礎として具体的な法を分析する代表的な研究書である。ここではシンボルとしての法の性質が2つの類型に分けて整理された。第一に、「立法であれまたは判決であれ、個々の法または一連の法に盛り込まれた政策が特定の政治的・社会的価値を象徴するというあり方である」という類型がある⁷⁵。そこで彼女が象徴性として挙げるのは、アメリカの大恐慌時代における社会保障政策に含まれた「大きな政府」というメッセージであるが、これは特定の法・政策における政治的な判断や立法趣旨、あるいは立法目的に当てはまると言えよう。第二は、特定の目的を超え、理想的な秩序としての法のイメージを強化する機能に関してである⁷⁶。神長によると、法は「公的に共有された動機」であって、秩序と無秩序の境界を表明するため「われわれは人々の行為やその行為が行われる場に名称を与えたり、判断を下したりする」、脱事実的な「詩的な意味」と呼ばれる価値判断の持つものである。そして、こうした法イメージを支えるため、法服、規定された手続、専門的な法律用語などの外的な形式も役立つことが指摘されている⁷⁷。

彼女は、こうした法の象徴的機能の立場から、訴訟活動を中心にした社会運動が単なる紛争処理ではなく、「意味のレベルにおける社会変革」をもたられる可能性も作り出すと指摘した⁷⁸。日系人の再審請求運動は、

⁷⁴ 千葉正士＝北村隆憲「法の象徴的機能研究とガスフィールドの意義」『法律時報』60巻10号、72-75頁を参照。

⁷⁵ 神長百合子『法の象徴的機能と社会変革』、勁草書房（1996年）、208頁を参照。

⁷⁶ 前注75・神長、207頁を参照。

⁷⁷ 前注75・神長、209頁を参照。

⁷⁸ 前注75・神長、265-266頁を参照。

法の象徴的性質をめぐる戦いである。具体的に言うと、この運動は、法の再解釈（再審）を通じて、日系集団の権利主張を社会問題化し、同時に法の持つ規範的シンボルを用いて自らの主張の正当性を付与することも期待されていた。さらに、以上の二つの法的象徴機能がここで裁判の過程を通して同時に作用することが見られる。こうした法の象徴的機能の理論は、明確に法を社会的シンボルとしても把握し、いずれ法を政治活動の一環（資源）に加える道を示したのである。

以上のような法の象徴的機能も、ある意味司法離れの「法秩序」という状況の存在を示すもののように思われる。つまり、法言説の使用から見れば、現実の問題ないし紛争を解決する目的の側面以外の、法を語るという行動自身が独自の意味を持つことが分かる。

だが、法の表出機能の具体化について、これより先の神長による記述は、核心的な点での問題関心を共有している本論の法的コミュニケーションの問題設定とはやや異なったものとなる。第一に、法の象徴性については、神長が裁判とその関連状況を重視する立場であるのに対して、本論は法の伝達を情報の側面から一貫して構成しようとする点で異なる。第二に、訴訟型の法運動は特定の法律を適用とするものであるゆえ、意味の再構成（法解釈）を行う際には法律の条文に制約されることになっているので、法律の存在自体が共通の前提として、条文と対象問題の関係や条文の解釈方法に限って、法的コミュニケーションが成立する点で本論は異なる⁷⁹。もっとも、新聞、テレビ、ネットなど言論空間においては、法改正を議論の視野－法の形成過程に関わる－に入れるため、「既存の法制度」の枠を超え、法的コミュニケーションの論理に関する制限がより少ないと言えよう。

法情報の現象に注目しながら、法の象徴論を論じたのはマーレー・エーデルマンである。そこで次に、エーデルマンの象徴論⁸⁰の中で法的議論

⁷⁹ 条文解釈をめぐる法律推論の特徴については、小川浩三「論証の論証」、グンター・トイブナー編、村上淳一＝小川浩三訳『結果志向の法思考－利益衡量と法律家的論証』（東京大学出版会、2011）220-221頁を参照。

⁸⁰ ここで特に参考したのは、The symbolic use of politics (1964)、University of Illinois press と Constructing the political spectacle (1988) University of

と関連した部分を整理する。

エーデルマンは、アメリカの政治情報に基づき、「統制システム」(Administrative system)の一環として法的言語 (Legal language)、複数の言語的形式（「奨励的言語」Hortatory Language、「行政的言語」Administrative Languageと「取引的言語」The Language of Bargaining）との一貫した言説が社会に「安心感」を与えるという法の象徴的機能を指摘する⁸¹。彼は、ミードの社会心理学(象徴化 symbolization)を援用し、「政治的なものごとやできごとまた、非連続的でときに矛盾した存在であり、それに意味をもたらす記号表現と文脈によって構成されたものだ」という認識」を指摘した⁸²。エーデルマンが、法改正などの政治過程における「政治的、法的」な言説という側面と、資源配分と集団の反応という事実面が釣り合っていないという現象に着目したところは、本論と関連性を持つ。そこでエーデルマンが例としてあげたのは、アメリカにおける所有税法の運営についての言説である。彼の整理に従えば、人々が、法規制の持つシンボリックな面について、例えば支払い能力に応じた課税制度が有する公正性に対しては強い反応を示すとされる。代わりに収入分割、多重信託など別の課税上の使用者間の差異を示すといった規定の議論に対する関心が薄い、という⁸³。エーデルマンは、こうした現象を法または政治言説の「鎮静効果」(to quiet)として考えている⁸⁴。

法言説について、エーデルマンは次のように論じていた。①法の執行

Chicago Press、両著作に示した法の象徴的機能に関する内容である。

⁸¹ Murry Jacob Edelman, *The symbolic use of politics* (1964), University of Illinois Press, pp46-49.

⁸² 具体的には、「政治の進行に如何なる象徴的要素が関わり、象徴の作用がエリートと大衆の行動にどのような影響を及ぼしているのか認識するためには、まず、象徴のもいくつかの一般的特質を考察し、象徴の成立と、象徴がもつ意味を規定している諸条件を考察しておく必要がある」(前注33: 6頁)、または、*Constructing the political spectacle* (1988) University of Chicago Press, pp20 (日本語訳は法貴良一『政治スペクタクルの構築』青弓社2013年)を参照。

⁸³ Murry Jacob Edelman, *Constructing the political spectacle* (1988) University of Chicago Press, pp23-29.

⁸⁴ *ibid*・pp17.

面において、法はルールの演繹によって、関係者に相互的な役割あるいは評価を固定させる。「法がドグマ化するところでは、反抗は異端(heresy)とされるに至る」⁸⁵。これを通じて、心理的レベルで人々の規範意識は確立されていく。②法の形成(立法)は「さまざまな社会的集団の存在を正統なものとして認定することに他ならない」ので⁸⁶、その議論は、社会全体の人々(観客)にむけた法制度のコミュニケーション空間(舞台装置)を構築する作業である。③言説の形式は政治的行動に影響を及ぼし、また用語の使い方は一定の社会的役割に根差している。ここで、法的言語とは厳密な意味での客観的法と「曖昧な」法解釈という二面性をもっており、政治的安定を説明するための重要な因子となる。その意味は、「組織が自己の行為に正当化を施す」⁸⁷のため法の射程が柔軟に変化する場合もあるが、法に関する知識や経験の少ない社会構成員(素人)にとってそうした法解釈適用は「(法の客観的側面) 神話的な規範からの偶発的かつ悲しむべき逸脱にみえる」⁸⁸。④ニュース報道は、政治または法に関する情報収集のルートとして法を含め政治的コミュニケーションの一部であるが、「政治ニュースにおける高頻度のテーマである、選挙戦や議会の論争、高官たちの言明についての報道があふれかえって、それが実行に移されないうちはどれもみな人々の生活の向上に何の意味も持たない。つまり、公表された言語では、その実行性は知りようがない」⁸⁹。なぜなら、ここでの言語は「『現実の』世界を描写することではなく、それが過去を再構築し、現在の観察できるわけではないものごとや将来の可能性を喚起することに由来する」とされるからである⁹⁰。

法言説が制度運営の実態を正当化する、いわゆる法言説の「鎮静効果」に関して、エーデルマンは、政治・法のシステムの運用が一般人の理解を超えていること、特に法情報に関する認知のギャップに注目している。

⁸⁵ ibid・pp71.

⁸⁶ ibid・pp156.

⁸⁷ Murry Jacob Edelman, *Politics as symbolic action: mass arousal and quiescence (1971)*, Academic Press, pp139

⁸⁸ ibid・pp141.

⁸⁹ ibid・pp141.

⁹⁰ ibid・pp143.

要約すると、政府または法の情報は社会の共通規範でありながら、客観的な問題解決を述べるものではなく、形式的なシンボル操作においてその權威性を維持する、ということになる。法的言語のようなシンボルを通じて、受け手は不安から脱出することができ、法的秩序という正しいイメージを植え付けられるのである。このような立場に従えば、一般人と専門家との間にある情報理解のギャップとは、偶然的な例外というよりも、ある政治・法秩序を維持するために機能しているものだからである。

そこで、エーデルマンによる法の象徴論は、以下のような意義を持つと思われる。

第一に、エーデルマンは政治過程における法言説の機能を明確にした。彼の分析はマクロ的であり、新たな方法論を提唱している。また、エーデルマンの象徴論は、上述のような当時のアメリカの社会学におけるシンボリック相互作用論の影響を受けていることから、社会科学の方法論的研究といった側面もある⁹¹。その後、このような象徴的立場に従った実証的分析も発展してきたが、エーデルマンの法言説の理論は、法的コミュニケーションの技法の影響を論証し、法のレトリック論として法現象を扱う可能性を示してくれたものとして評価することができる⁹²。

⁹¹ 法貴良一「訳者後記」マーレー・エーデルマン『政治の象徴作用』（中央大学出版部、1998）325頁以下を参照。

⁹² このうち、法について言及をした代表的な作品として、例えば Joseph R. Gusfield (1981) *The culture of public problems: Drinking Driving and the Symbolic Order* がある。その第一部には、統計的資料を分析の対象として、統計に代表される科学が「秩序のある世界」という神話を作り出すことを検証したとされる。なぜなら、まずは政治の世界に提供されるとき、データの内容に「リアリティ性」というシンボルが付与されるからである。そして次にデータの収集、問題設定やサンプルの適切さに関する情報が遮断され、法改正と連関した因果関係（アルコールの検出が、自動車事故の唯一の因果関係に導く）に取って替わるアナロジーを使用している。ここでは、法についても、科学と同じようにある一つの世界観を構築するに過ぎないとされるが、伝達レベル（社会向け）では集合体的感覚（the sense of the collective）として、社会の規範的秩序を作り出し、集团的承認された判断基準という意味で人々に理解されることになる。

第二に、早期のエーデルマンは発信者、いわゆる組織された政治・法の実行者の戦略に着目するところがあるため、個人（受信者）の役割を軽視する結果になってしまう傾向があった。エーデルマン自身も1984年発表した『政治の象徴機能』再版の後記でその点を認め、改めて社会的弱者である個人の怒りや感情的な言動が、社会運動に対する促進的な機能を持つことについて言及をしている⁹³。同時に、彼がそこで強調したのは象徴論の立場に従うならば、発信者と受信者という区分が必ずしも重要な問題ではないということであった。なぜなら「ある象徴のもつ意味はその象徴自体に内在するものではなく、その象徴を注視する人々と彼らが置かれている社会的状況に由来するものである」からだ。個別の発信者と受信者との間の言語より、コミュニケーション全体の特徴を捉えるところに彼の理論の趣旨は置かれている。その結果、言語の変化が行動の変化をもたらすという考えではなく、言語も行動も特定のコミュニケーションの一部であり、言語の意味は現れる具体的な文脈とその関連する行動によって決まると考えられている。例えば、社会的弱者である個人の言動は、その影響が彼・彼女らが属する運動の性質によって左右される。エーデルマンの理論における法的言説は儀礼的なものとして、現代アメリカ社会または政治の過程に含む法的神話の根深さを示すものでもある⁹⁴。つまり、法システムの権威は、司法また行政活動の運用から評価されるより、どのような情報として社会に伝えていく、情報伝達の過程に支えられる側面がある、という点がエーデルマンの発見である。

従来の法的象徴論は法を特定の儀式として捉え、そうした「儀式」に参加する人の体験が社会の合意形成・闘争に一定の機能をもつという理論であった。そこで検討されたのは法的情報が持つ表出機能であり、概ね研究の対象とされたのは、一般人・メディアの言説で扱われた固定的な法イメージであった。その表出機能は、価値の共有を介し、裁判過程以外の局面にも秩序を維持する役割を果たすものとして捉えられた。ま

⁹³ 前注91、301－302頁を参照。

⁹⁴ Murry Jacob Edelman, *The Politics of Misinformation* (2001), Cambridge University Press, pp83-99.

た、法的象徴には二つ異なる側面が存在することになる。一方では社会の「共通価値」を象徴し、他方では特定の専門技術という知的権威を象徴する。両者の関係について、エーデルマンの象徴理論からは、法学者が法情報をコントロールしていることが論じられ、後者が前者の効果を強化する（鎮静効果）といった理解を読み取ることができる。しかし、序章で論じたように、厳罰化立法の動向とは、むしろ法の「共通価値」の代表者としてのイメージと知的な権威としてのイメージとのズレが問題になる。それゆえ、異なる法的な象徴は協働なのかあるいは対立なのか、またそうした関係はどのような効果をもたらすことになるのか。次に、この問いを論点③「法的コミュニケーションの射程」との関係から検討したい。

第三款 法意識論から法情報論へ

市民の法イメージは、「法意識」という議論の中では重要な関心事である。法的思考と当該社会認識とのズレについて、日本の法律家は「法意識」という文化的視点を提示し始めている。1960年代後半、前述の法的コミュニケーションを提示した後の川島武宜は、日本法と「西洋近代法」とを比較したうえ、実定法規範を厳格に適用するような「西洋法」イメージに対し、法律の「規範性の不確定性」として、司法側で法律を必ずしも厳格に施行せず、事情により柔軟な運用をする傾向——法的象徴機能論で問題視された現象——を論じた。その背景には、日本では法を「伝家の宝刀」として、常に厳格に適用されるべきものではないとする考えがあるとされる⁹⁵。川島の仮説は、日本は明治以後近代的な法律制度を導入し、成立させたにもかかわらず、実際の人々には前近代的な集団意識の作用していたため、他人物の無断使用、紛争処理手段としての訴訟への忌避などが出現しており、近代的な法制度は日本社会の中に浸透してなかったとするものである。そうした観念の差異は、社会と法のズレに位置づけられ、法使用の状況（訴訟率）まで波及するのである。すなわち、このように日本人の法意識を論じることの狙いは、近代法の機能を実現するために、法制度の趣旨に連動するような法意識を形成す

⁹⁵ 川島武宜『日本人の法意識』（岩波書店、1967）第2章第2節を参照。

ることにあつた(「啓蒙」)。従って、これは、専門家と素人との認知差が法システムの運用に影響を及ぼすという考え方である。また、上述の法的象徴機能に法律専門家の柔軟な法的理解と、素人と想定した厳格な法的理解という、法の構造的な二面性が論証されたが、それに対して、川島の日本人の法意識論は、その二面性を一時的な、文化的なものとして捉えていると言える。

以上のような法意識論に対する研究者の評価は、議論発表当時の賛同から、現在の懐疑的な態度へと転回を遂げてきた。法意識論に関する批判としては、概ね①「社会と法のズレ」に関する検証手法は適切なのか、②「社会と法のズレ」は日本法の運営に影響を与えるかという、二つのテーマに分けることができる。

第一に、川島の法意識論に対しては、サンプルの代表性または分析手法において、社会科学としての厳密さが欠けているとの批判がある。従って、川島の「日本人の法意識」は、本当に日本社会に特有な実態なのかという点で疑問がある。仮に、訴訟を当事者間の合意によって非公式に処理するということが日本だけの現象ではないとした場合、法意識論の説明が、どの側面でどの程度一般化できるかという問題が生じる⁹⁶。そうした批判から、集団内の共通意識以外の説明因子をコントロールするため、法意識論をより具体化する検討が必要とされる⁹⁷。従って、法意識に関わる基本概念の曖昧⁹⁸が、研究の展開に混乱をもたらすという批

⁹⁶ 大木雅夫『日本人の法観念』(東京大学出版会、1983) 218-219頁を参照。

⁹⁷ 六本佳平『法社会学』(有斐閣、1986) 212-213頁。または、「日本の法社会学と法文化」日本法社会学会編『法社会学の新地平』(有斐閣、1998)を参照。

⁹⁸ 法意識の射程について、法意識を「法感情」、「法意見」と「法知識」に分解し、それぞれの枠に従って検討を進めようと提唱した(前注97・六本、193-206頁)。六本による法意識の分節化が日本の法社会学に定着したようになった。こうした法意識の分析枠組は、その概念をより具体的に現象の分析に対応する道具になるが、逆に上述のように新書としての『日本人の法意識』の社会発信、すなわち「権利精神の啓蒙」という法学発信のメッセージ性は弱まるおそれもある。そして、川島理論の影響関係といった学説史の立場から、日本の法意識研究における問題意識の不連続性を指摘するものもある(尾崎一郎「法・文化・近代化」李愉青主編『転型中国法律社会学研究』華東理工大学出版社、2010)。いずれに

判もなされた⁹⁹。

第二に、制度のユーザーとしての日本社会の構成員が制度趣旨とは異なる理解を持つという点が西洋との間で存在したとしても、それが、例えば訴訟率というデータの変化に大きく相関するわけではないという批判がある。このような批判によれば、法制度の利用度は、訴訟のコストあるいは制度へのアクセスの便利さ等、いわば制度面が決定的な要因となるとされる¹⁰⁰。そして、このような立場からすれば、個人レベルにおいては、法に関する行動パターンは意識以外の因子に左右されるので、「法と社会のズレ」という問題自体がそもそも必要とされないことになる。

批判①の通り、川島の法意識論における概念的曖昧さは確かに存在する。ただし、法情報のコミュニケーションという観点からみれば、その「曖昧さ」には一定の社会的意味が付着している。つまり、法意識が個人の法利用に影響するかではなく、どうして社会や法律家が社会の法意識へと配慮するようになったのかという問いが理論的に関わってくる。尾崎一郎は、70年以降の法意識議論を整理した上で、「日本社会は、〈法を嫌う文化であるにもかかわらず70年代以降法を使うようになった〉（から、川島の法文化・法意識は間違っていた）のではなく、〈川島が60年代の日本社会について指摘した法と人々の意識との乖離に象徴的に現れている法と社会の根本的な懸隔という文化的枠組があるからこそ、いまなお法は道具的に用いられるにとどまっている〉、と解釈できる」という法意識論の出現に隠された社会構造の不変さを説く¹⁰¹。

批判②のような法意識が個人の行動に直接的に作用する効果を限定するという考え方は、川島理論の社会的意味を軽視する恐れがあると考えられる。批判②の指摘は、特に訴訟やそれと密接に関連する紛争処理を

しても、研究デザインによって、法意識概念の曖昧性は研究上広く認識されるようである。

⁹⁹ 前注97・六本、213-215頁を参照。

¹⁰⁰ ジョン・ヘンリー「裁判嫌いの神話(上)(下)」判例時報902号(1978)14-22頁、907号13-20頁を参照、またダニエル・フット「日本における交通事故紛争解決と司法積極主義」『外から見た日本法』（東大出版会、1995）を参照。

¹⁰¹ 尾崎一郎「日本における法文化の変容と法のクレオール」長谷川晃編『法のクレオール序説—異法融合の秩序学』（北海道大学出版会、2012）40-41頁。

想定した場合、制度などに対する認知面以外の要因が法意識（認知要因）よりも当事者の法使用に影響するということを示している。こうしたアプローチでは、当事者が法的手続や法律専門家との間に直接的なネットワークを有することが前提になることがある。松村が分析した法意識調査を想起すれば、制度・資源整備の不足が訴訟行為の傾向と一致するとしても、その要因だけでは、立法過程の有権者のように間接的に法と接触する集団の行動まで説明することはできない。それは、法システムにおける社会概念の内実が訴訟の当事者や関係者の状況よりはるかに複雑なものだからである。

従来の議論は、法意識論を学説あるいは論理と位置づけることで、その妥当性を検討するものであったが、川島の法意識論に関しては、別の次元も存在する。それは、法的コミュニケーションの実践として、法律専門家の言説の伝達過程、広くいえば法情報の問題である。法律に関わる知の啓蒙過程という側面に注目し、法意識の理論自身がどのように表現され、また人々（読者）がどのように受け止めてきたのか、こうした情報論の立場から、法意識の問題を描くことも可能であろう。

もっとも、日本人の法意識論は、法的コミュニケーションにおける非専門家情報の効果についての検討として理解することもできる。あらゆる文化的差異は最終的に、利用者が置かれる環境とその環境に関する理解として論じることができるからである。そういう意味で、読者層が一国内の法律専門家以外の一般人であれ、他の社会の構成員であれ、日本人の法意識論も法情報といかに接触し、理解するのかという点では、法的コミュニケーションの認知問題に過ぎない。

川島は、「われわれ自身の社会において国家の法律がどのような機能を果たしてきたか、社会生活の秩序づけにとって、国家の法律以外の諸要素がどのような機能を果たしてきたか」¹⁰²という問いを出発点として、日本人の意識と法制度（西洋）のズレを論じた。そこでの法観念は、「種々の社会で『法』とか、Recht、droit、law等の言葉で呼ばれてきた現象について、実践の問題関心にとって重要な特色を記述することを目的とするものではなく、それらの現象を抽象して最単純・最抽象的な概念（公

¹⁰² 川島武宣『日本人の法意識』（岩波書店、1979）5頁。

準概念 concept of postulation) を構成し、それに基づいて、それらの現象を、それらの概念のより具体的・より特殊な場合として構成することによって、それらの諸種の現象を相互に関係づける、ということを目的とするものである」とされる¹⁰³。つまり、川島は、ある社会秩序の形成、社会秩序の問題より、社会の現象に照らしたうえで法の問題を生産しようとすることを目標とした。従って、川島の法意識研究は、一見実定法以外の紛争処理の秩序を扱っているが、実際の社会において、いかに法的コミュニケーションを達成できるのか、法学あるいは法学の思考様式を日本社会に融合させるといった法(学)の伝播意味もあったと思われる。

アメリカを含む西洋の社会では法律家は司法実践を通して法知識の独占的な組織集団として発展してきた歴史を持ち、一般の非法律家に対して、高い自律的な権威を維持してきた。それに対して、日本では明治維新における西洋制度の導入まで、法知識は正式に社会の実践と結びつけられず、法はまず学問的素材として習得されてきた。つまり、日本では、法情報をめぐる活動が裁判など司法制度の運用より先に広まり定着し、法を認識する意味を持つに至ったと言える。川島の理論は、民法学者が司法実践（法解釈）を論じたものでありながら、「近代的な」法の問題を通して伝統的な日本社会や価値観を克服するという近代日本の社会科学全体に共通した（近代化）課題が混入していたとの指摘もある¹⁰⁴。教養としての情報であった川島理論の特徴は、法意識論にも反映されている。それは、司法を通じて特定事件の処理つまり法律学の知識以外に、法律専門家が「文化的」や「思想意識」といったより一般的な側面を通じて法の性質を語るという点である。法的コミュニケーションの観点からみると、法意識論とは、法情報の範囲を社会の言説まで拡張することによって、専門知と社会意識のズレを修復する試みとも言える。

では、法情報論によって、法意識論に新たな意義を付与することはできるのだろうか。以下、二つの側面から法意識の情報論的意義を論じて

¹⁰³ 川島武宣「違法精神の精神的及び社会的構造（1）」法学協会雑誌64巻7号21頁。

¹⁰⁴ アンドリュー・E・バーシェイ（山田鋭夫訳）『近代日本の社会科学』（NTT出版、2007）81-82頁を参照。

みる。

第一に、川島の法意識論から法情報の読者像を検討してみよう¹⁰⁵。『日本人の法意識』は、「昭和40年10月11日に東京で行った岩波市民講座「日本人の法意識」の内容を、全面的に書き改めたもの」として、新書により出版された。川島自身も、一般人向けの新書であるという事情を意識しながら、出版する際に「専門家には分かりきったことに説明を加えた」と述べている。こうした川島の改訂意図からも明らかなのは、読者層に応じて法意識議論の表現構造を修正していたということである。同時に、『日本人の法意識』一書の読者は法律家または学術界以外にも存在することを示した。

そうした法情報の読者構造は、戦後日本の法利用の特徴を説明する力も持っている。民法学者の内田貴は、「日本は典型的な拡散型モデルの社会であり、とりわけ法知識を備えた優秀な人材を中央省庁が多数擁するという社会であった。その人材が、その知識を活用して法律や精緻な政省令を整備し、事前規制型の社会を築いていたのである。規制を受ける社会の側にも、企業を中心に、法知識を備えた法的リテラシーの高い人材が豊富に存在し、それが戦後日本社会の制度運用を支えていた。ときに日本社会は、アメリカとの対比で法律的ではないと言われるが、それは紛争解決に司法が利用されないだけで、実は、法的リテラシーの極めて高い社会であった」¹⁰⁶、社会統制に応じる日本の法情報の拡張性（「法知識の分布」）を指摘した。

第二に、学術的（科学的）な概念から、法学理論の社会機能を改めて分析することが挙げられる。学問的な「法意識」（概念構成）は、不可避

¹⁰⁵ 近代日本社会の読者空間を論じる重要な研究成果は永嶺重敏の研究成果である。例えば日本エディタースクール出版部から刊行された『モダン都市の読書空間』（2001）や『雑誌と読者の近代』（1997）など複数の著作では、活字コミュニケーションを媒介にして、作家と読者、出版社と読者、読者の間の相互作用から多層的かつ統合的な読書空間と読者像が論じられている。本論の読者像はそれらの先行研究に依拠している。

¹⁰⁶ 内田貴「法科大学院は何をもたらすか または法知識の分布モデルについて」UP2006年4月号、<http://www.utp.or.jp/todai-club/2006/04/10/eeacoioaeit hieaiieuyaycyeeaa/>を参照（2013年12月アクセス）。

的に（法学）学術の要求に従わなければならない。「法意識」という概念は、分析が可能となるように、適用の射程や条件を明確にしておかなければならない。だが、法情報の伝達という視点から、一般人に対する有効な「法の伝達」を促進するためには、概念を曖昧なものにしておくこともまた避けられないのかもしれない。

川島は、「科学としての法律学」といった論文で、法的思考に相応しい概念構成は、必ずしも有効な伝達効果を果たすわけではないという事実を意識していた。立法と司法における法律の伝達機能を論じた後、川島は以下のように述べている。

「法の内容や論理をなるべく分かりやすいものにすることは、特に民主主義社会においては強く要望される。しかし同時に、法的命題に対する高度の技術性の要請のゆえに、法的命題のことばの表現の民衆化には限界があることも、また承認されねばならない。ドイツ民法典とフランス民法典の例を取り上げ、フランス民法典が分かりやすい条文で伝達したのは単なるフランス民法典の輪郭にすぎず、裁判において具体的に明らかにされた概念や論理は、やはり高度に技術的な非日常的なものなのである」¹⁰⁷

以上の発言は、以下のように理解できる。法学理論あるいは法実践の状況を発信する意図があるとしても、一般人がその言説から法学的概念と法学的論理を専門家と同様の理解をすることはできない、ということである。逆に、法律家以外の一般人に対する法情報発信が必ずしも技術的な精確な概念構成を要求するとは限らない。裁判のような司法の場面と法の理念あるいは内容を伝える場面には、異なる法の情報基準が存在すると理解すべきである。

日本における法情報の読者状況について、興味深い実証研究が存在する。日本人の紛争処理行動をめぐる2003～2005年の法意識調査によると、87%の紛争経験者はその紛争の争点をめぐるメディア（本とインター

¹⁰⁷ 川島武宜「科学としての法律学」『「科学としての法律学」とその発展』（岩波書店、1987）36頁。

ネットに限る) 情報収集に関して、「どちらでも調べなかった」と答えた¹⁰⁸。このように、特定の紛争処理に関する場合でも法知識に関する積極的な学習行動があまり見られないとすれば、そうではない場合、つまり日常生活の法情報収集はさらに消極的なものであると推測できるだろう。こうした消極的な情報収集の結果、法専門家言説や専門的見解を取り扱う傾向の強い書籍(専門サイト)以外のマスコミなどの一般的情報発信が、素人にとっては重要な法情報源になっている可能性があると考えられる。ただ、異なる情報収集から成り立つ法理解である以上、それらが決して同じものになるわけではない。藤本亮は、日常生活関わり、かつ、全国ニュースで大きく取り上げられた法律問題を素材に、法知識の正解率と法関心との関係を調べたところ、「法関心が高いからといって顕著に法知識が高まるわけでもないようである」こと、また例えば民事責任と刑事責任も、法学専門家が「初歩的なあたりまえの区分として考えるようには区別されていない」がわかる¹⁰⁹、と述べた。

このような藤本の法知識研究は、専門家と一般人との間にある法情報の差が必ずしも日常的に接触したメディアの情報内容によって埋められているわけではないことを表わしている。むしろ、法情報が、発信内容だけではなく、情報収集の様態から影響を受けることも考えられるだろう。そうすると、法意識論に現れる専門知と社会意識との差異は、それぞれ法情報の収集・理解過程の特徴に依存していることになる。

川島による法意識論は法学者の社会認識であり、一般人の情報を制度の形成に関わるように説明するものである。逆に言えば、法意識論の出現は、法律家が一般人の観念がを無視できない(あるいは無視できない

¹⁰⁸ 村山真維・松村良之編「紛争行動調査基本集計書」、有斐閣学術センター(2006)、『情報収集行動』、第109-112頁を参照。ちなみに、「調べた」と答えた人の中に、「本とインターネットの両方で調べた」は2%、「本のみで調べた」のは5%、「インターネットのみで調べた」のは6%である。そして、本とインターネットとを比べると、殆ど同じ比率である。また、本で調べた人ほどインターネットでも調べる傾向がある。本で調べた人の3割近くがインターネットでも調べ、インターネットで調べた人の25%が本でも調べている、ことになる。

¹⁰⁹ 藤本亮「法知識とその測定の課題」(松村良之=村山真維『法意識と紛争行動』)(東京大学出版、2010) 111-112頁を参照。

と思われる）時期が到来したことを示しているとも読み取れよう。

ここでの法意識は、個人の行動への影響を検討するための精密な操作概念より、日本社会における法の効果に関する研究手法を確立していく過程で用いた「感受概念 (sensitizing concept)」¹¹⁰の一つにすぎない。つまり、川島は「法意識」の提唱を通じて、学術活動という形で法的コミュニケーションを試みていたとも言える。

第四款 小括

本章では、法的コミュニケーションの観点から日本の法情報が置かれる問題状況とその析意義を論じた。要点は、以下のとおりである。

①法的コミュニケーションは、従来司法活動を中心に展開されてきたが、法情報を通して法を理解する場面もまた、「法」という規範をめぐる社会实践である。さらにこうした社会实践はある程度司法の場面から独立したものであり、その内容も法律学の専門知と必ず一致するに限らない。

②情報としての「法」秩序は、情報の伝達や共有によって、一定の社会的価値を維持する機能を果たす。その「社会的価値」には具体的な制度の理念と法システムや法学に対するイメージ両方が含まれている。

③法律家は以前から法情報の流通過程に関わり、法情報の伝達によって法(西洋法)の理念や知識を非専門家の人々に浸透させてきた。従来、法情報の発信は単に専門家集団間における情報交換ではなく、社会啓蒙あるいは教養の側面も備えたものである。

¹¹⁰ 感受概念について、Blumer,H, 1931, 'Science without Concept', American Journal of Sociology, 36:513-515. または佐藤郁哉『フィールドワーク増訂版』(新曜社、2006) 97-99頁を参照。